

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 第7回遵守委員会会合報告書

2012年9月27-29日  
日本、高松市

## 第7回遵守委員会会合

2012年9月27-29日

日本、高松市

### 議題項目 1. 開会

#### *1.1. 歓迎の辞*

1. 遵守委員会議長スタン・クローザーズ氏は、会合を開会するとともに、参加者を歓迎し、日本によるもてなしに謝意を表明した。
2. メンバーは、参加者を紹介するとともに、開会の挨拶を簡潔に行った。参加者リストは、別紙1のとおり。
3. 事務局長は、フィリピンから、WCPFC会合との重複により遵守委員会会合を欠席することについて遺憾の意が表明されていることを伝達した。南アフリカの漁業担当官の到着が遅れており、彼らはこの会合中には到着しないであろうことが留意された。

#### *1.2. 議題の採択*

4. 議題は、別紙2のとおり採択された。
5. 会合の文書リストは、別紙3のとおり。

#### *1.3. 会合運営上の説明*

6. 事務局は、会合の運営方法を説明した。

### 議題項目 2. CCSBT保存管理措置の遵守

#### *2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告*

7. 会合に提出された国別報告書及び遵守行動計画の内容に関連して広範な議論が行われた。
8. 会合は、メンバーの遵守体制及びメンバーが毎年提出している報告書が段階的に改善していることを心強く感じた。
9. 報告書及び遵守行動計画に関する議論において、多くのメンバーに関連するいくつかの課題及び事項が提起された。これらは、次のとおり。
  - メンバーは、全ての要因に由来する SBT 死亡量の推定値を得ることの重要性を繰り返し述べた。これには、放流又は投棄された SBT の死亡

及び遊漁による死亡も含まれる。議論の結果、放流及び投棄に関する情報収集及び報告の双方において向上が見られている一方で、これらの死亡率のより良い推定値を提供するためには更なる作業が必要であることが明らかになった。加えて、オーストラリアは、自国遊漁漁獲量の信頼し得る推定値を提供するべく、州政府と協力して全豪遊漁調査を策定しており、これは可能な限り早期に終了させることを目標にしていることが留意された。オーストラリアは、最新の情報を将来のCCSBT会合に提供することを約束した。

- 科学オブザーバーの雇用及び/又は配乗に関しての困難性が指摘されてきたことから、一部のメンバーは、代替的な手段を講じてこのような状況にあるメンバーを支援するべきであると提案した。
- SBTを混獲する漁業におけるSBT漁獲量のモニタリングの重要性が繰り返して提起されてきた。現時点では、SBTを混獲する漁業（特に非協力的非加盟国によるもの）において、SBTの漁獲量を独立して検証するために実施されている調査はほとんど無いように見受けられる。このことは、一たびSBT資源が回復を始めた際には、より重要な課題となる可能性がある。

10. この他、特筆すべき課題は、次のとおり。

- オーストラリアは、蓄養用に採捕したSBTの漁獲量のステレオビデオによる監視を2012年に予定していたが、その経費が予想よりも高額となる、すなわち、2012/13の政府予算の上限を超過することが入札プロセスにおいて判明したこと、及びかかる監視を実施するために十分な資金を確保する必要があったことからその実施が遅れていると説明した。オーストラリアは、予算上の制約が解消され次第、ステレオビデオによる監視を実施するという約束を改めて確認した。オーストラリアは、暫定的な措置として、40尾サンプリングの体制を100尾に増やすこととしている。メンバーは、ステレオビデオによる監視の重要性を繰り返し述べるとともに、かかる遅延に対する不満を表明した。また、メンバーは、ステレオビデオカメラによる監視の正確性の重要性についても理解を示した。これに関連して、日本はオーストラリアを支援することが可能であると発言した。
- インドネシアは、同国の沿岸零細漁船に関する困難性について説明した。それらは特に、（1）船団の規模及びSBTの漁獲が混獲であるという特性を原因とする船舶許可、（2）許可船舶が関連するCDS文書のみを確認することの確保、に関連するものであった。さらにインドネシアは、輸入国が、CCSBTの要件に従って非許可船舶由来の輸入物を受け入れないことを確保できるのであれば、インドネシアの困難性は低減されることとなろうとコメントした。韓国は、インドネシアに対して、沿岸零細はえ縄漁船によるSBT漁獲量に関するデータを次回遵守委員会会合に提供するよう要請し、インドネシアはかかる要請に対して肯定的に返答した。
- 会合は、欧州連合がCCSBT CDSの実施に向けて取り組んでいるとの説明を聞き心強く感じた。

## 2.2. 事務局からの報告

11. メンバーは、新規に採用されたコンプライアンス・マネージャーが、メンバー及びCNMの遵守に関する報告書の作成にあたって、素晴らしい作業を行ったことに謝意を表明した。
12. 事務局は、文書CCSBT-CC/1209/04を紹介した。同文書は、メンバー及び協力的非加盟国（CNM）によるCCSBT管理措置の遵守状況を取りまとめたものである。
13. この報告書で強調された懸念事項は、次のとおり。
  - 輸出用のインドネシアの漁獲モニタリング様式（CMF）のうち、2011年の漁獲の時点においてCCSBT許可船舶記録に掲載のない船舶が含まれているものの割合が大きかった（41.6%）。
  - 2012年第一四半期に関して、対応する漁獲標識様式が提出されているCMFの割合が比較的低かった。
  - EUは、これまでCDS文書を一切提出してこなかった。
  - 一部の報告漁獲量又はCDSに基づく推定漁獲量は、国別配分量を超過していた。
14. 欧州連合は、現在のところCDSの実施に向けて作業中であることを繰り返し述べた。また、EUは、2010年のEUのSBT推定漁獲量を10.8トンから3.3トンに下方修正する可能性も示唆した。このことは、同年、EUは自身の配分量を超過していなかったことを意味する。
15. インドネシアは、事務局とともに作業を行い、CC6において特定された、2010年の漁獲量に関するCDSによる推定値とインドネシアの報告漁獲量の差違を照合した。かかる照合の結果、インドネシアは、2010年及び2011年の総漁獲推定値の最新情報を提供した。これらは、以前に同国から提供された量を上回ったが、同国向けの2010年及び2011年の2年間の漁獲配分量を下回っていた。インドネシアは、かかる照合作業によって、現行のCDSから推定したインドネシアの2010年と2011年を合わせた漁獲量は過剰推定であり、修正されたCDSからの推定値は、自国の2年間の漁獲配分量を下回るはずであることが判明したと説明した。事務局は、インドネシアから当該文書に関する情報提供がなされるのであれば、これに応じてCDSに基づく推定値を評価及び修正し、休会期間中にその結果を拡大委員会に報告すると説明した。
16. 南アフリカによる過剰漁獲が報告されているが、これに関して説明できる同国漁業担当官が出席していないことが留意された。

17. オーストラリアは、2009-2011 漁期における同国による若干の過剰漁獲分について、是正措置に関する政策に基づき、同国の 2012 年の配分量から差し引いたと説明した。

### 2.3. CCSBT 管理措置に対する遵守の評価

18. 概して、メンバーは、事務局が作成した文書 CCSBT-CC/1209/04 は、遵守状況に関する有益な総括であり、今後の会合においても提供し続けるべきであるとコメントした。
19. 多くのメンバーは、1つ前の議題項目における議論において、遵守措置の1つとして CDS の重要性が強調されたとコメントした。
20. 南アフリカの漁業担当官が出席していないことから、同国の国別報告書に関しては、同国がその場で国別報告書及び過剰漁獲に関する質問に回答する機会を得ることができるよう、拡大委員会会合による検討に委ねることが合意された。
21. 遵守状況の評価をレビューするにあたり、広範な事項が議論され、主に以下の事項が提起された。
- ステレオビデオ技術の実施の遅れに関する一般的な不満。
  - 生存尾数の計算方法の詳細情報によって裏付けられる投棄量の推定の必要性。これには、オブザーバーによって推定されるものも含まれる。
  - 独立外部監査及び/又はレビューを進める必要性。
  - 今後より詳細に調査すべきリスク分野として、沿岸零細漁業を含む SBT 混獲漁業及び非メンバーによる漁業が存在すること。
  - メンバー又は CNM による過剰漁獲が立証された場合には、是正措置に関する政策が適用されるべきであること。

## 議題項目 3. CCSBT 遵守計画の実施

### 3.1 2012 年の行動計画

#### 3.1.1. 最低履行要件

22. 事務局長は、国別配分及び転載の遵守に関連する最低履行要件の改正案を提供する文書 CCSBT-CC/1209/05 を紹介した。
23. 会合は、最低履行要件の改正版に合意した。これは、別紙 4 のとおり。かかる要件の一環として、メンバー及び協力的非加盟国は、各々の「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の定義を事務局に提出し、これを最低履行要件に含めることとなる。

### 3.1.2 報告書のテンプレートの改正及び統合版

24. 事務局長は、遵守委員会及び拡大委員会への年次報告書の報告テンプレートの改正に関する文書 CCSBT-CC/1209/06 を紹介した。この報告書のテンプレートは、既存の報告要件を単一のテンプレートに統合したものである。
25. オーストラリアは、全ての死亡要因（遊漁及び投棄を含む）にかかる最善の推定値が、統合版の年次報告書セクション III の「追加の報告要件」に含まれるべきであると提案した。
26. 会合は、年次報告書のための新規の統合版テンプレートに合意した。これは、別紙 5 のとおり。

### 3.1.3 寄港国義務の効果的な実施方法の検討

27. 次回の遵守委員会年次会合において CCSBT 寄港国措置のドラフトが検討できるよう、事務局長がかかるドラフトを準備することが合意された。このドラフトは、必要に応じて、FAO 寄港国措置協定及び他のまぐろ類 RFMO の保存管理措置の内容を参考にすることになる。ドラフトは、2013 年の遵守委員会前に回章され、これに対するコメントが求められることとなる。

### 3.1.4 試行的監査の実施

28. 議長は、休会期間中に策定及び回章された試行的監査に関する政策の改正版（文書 CCSBT-CC/1209/07）を紹介した。
29. 同政策に関して広範な議論が行われた。一部のメンバーによって、独立した品質保証レビュー（QAR）の重要性及び有益性ととともに、それを迅速に進めることの必要性が強調された。
30. QAR 政策のための原則を策定し、試行的 QAR に関する段取りについて勧告するべく、少人数の作業部会が開催された。会合は、少人数作業部会が合意した QAR の一般原則（別紙 6）に合意するとともに、事務局に対して、遵守委員会議長と協力して付託事項を策定し QAR のトライアルの実施に備えるよう要請した。
31. 台湾は、当該トライアルの結果が出るまで、QAR への参加に関する自身の立場を留保した。

### 3.1.5 インドネシアへの MCS 支援プログラムの提供

32. オーストラリアは、漁業分野におけるインドネシアとの強固な協力関係の歴史及び同国への支援分野について紹介した。さらに、オーストラリアは、インドネシアに支援を提供するための可能性のある手段の一つとして、自国とインドネシアとの協力フォーラムを利用することを提案しつつ、インドネシアとの海洋及び漁業に関する作業部会が、数週間以内にパースにて開催される予定であり、この議題に SBT 管理を含めることが望ましいであろうと述べた。

33. 会合は、インドネシアへの支援が有益となるであろういくつかの重要な分野があることに留意した。これには、次の分野が含まれる。データ収集の改善方法、同国の沿岸零細船団における船舶の許可、CDSの実施及びダブルカウントの防止、並びにオブザーバー配乗の設計及び最適化を通じたCCSBT科学オブザーバーカバレッジの目標値を達成するための方法。さらに、短期間では解決できない重要な課題があるものの、様々な分野において継続的かつ段階的な改善が見られるのであれば、拡大委員会は満足できるであろうことが留意された。

### 3.1.6 貿易データのレビュー

34. コンプライアンス・マネージャーは、グローバルトレードアトラスから得られた貿易データの予備的分析（CCSBT CDS から得られた情報との比較を含む）に関する文書CCSBT-CC/1209/08 及びCCSBT-CC/1209/BGD03を説明した。
35. 会合は、当該データ及び分析に対する拡大科学委員会の見解に同意した。かかる情報は有益なものであると考えられ、この分析は定期的に更新されるべきである。
36. メンバーは、グローバルトレードアトラスからのデータ購入を継続し、かつ利用可能なSBTファイルのコードが含まれるようデータの購入範囲を拡大するよう勧告した。メンバー及びCNMは、SBTファイルの貿易に関して、各国独自の報告用コードを設けるよう奨励された。
37. 事務局は、毎年、全世界の貿易データとCDSとを照合するよう要請された。メンバーは、メンバーから非協力的非加盟国への貿易がこれに相当するCDS情報と適合しない場合には、かかる照合プロセスにおいて判明した全ての不調和を調査するよう要請される。
38. 事務局長は、この分析で判明された市場主体（特に、米国、香港、中国及びシンガポール）に書簡を送付すること、及び次回の遵守委員会会合にオブザーバーとして招待することが合意された。

## 3.2 2013年に実施予定の行動計画

### 最低履行要件（CDS）

39. 会合は、CDSに関する最低履行要件の策定のためのオプションについて議論し、この課題の複雑さを踏まえ、休会期間中に少人数の作業部会会合を開催してかかる最低履行要件を議論すべきであることに合意した。コンサルタントが最初に策定した詳細な規定は、議論の出発点として利用されることとなる。
40. さらに、かかる作業部会を次回のERSWG会合と連続して開催することが提案された。

### **他のRFMO と共通のIUU 船舶リストに関する費用対効果の調査**

41. 会合は、事務局長に対して、他のRFMOのIUU船舶リストに関する措置と互換的なCCSBTのIUU船舶リストに関する措置のドラフトを策定するよう要請した。また、事務局長は、休会期間中に当該ドラフトを回章しコメントを求める際は、その措置案の費用対効果も示すよう要請された。

### **公開されている市場データのトレンド分析**

42. 事務局長は、この項目は、既に議題項目3.1.6で網羅されており、現在のところ、この分析は定期的な作業として更新されることが予定されていると報告した。

### **SBT（特に一次加工されたもの）を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発**

43. 日本は、他のRFMOは水産物のトレーサビリティに関する手法を調査しており、これは将来レビューすべき新技術となる可能性があるとして述べた。
44. メンバーは、2013年に最新情報について議論することができるよう引き続き「新技術に関する研究開発」を議題に含めておくことに合意した。

## **議題項目 4. CCSBT MCS 措置のレビュー**

45. 事務局によって文書CCSBT-CC/1209/10が紹介された。同文書は、事務局の観点からCCSBT MCS措置の運用上の課題を記述し、必要に応じて修正を勧告しているものである。

### **4.1. CDS**

46. CDS決議に対する修正勧告（文書CCSBT-CC/1209/10別紙A）の全てがメンバーにより合意された。かかる修正は、2012/13漁期から適用すべきである。
47. 会合は、CCSBT-CC/1209/10において示されたウェブベースの電子CDSシステムの費用対効果の調査に関する提案を支持した。加えて、CDSに関する最低履行要件を議論するために提案された休会中の作業部会会合において、事務局が最初の経過報告を行うことが勧告された。

### **4.2. 転載**

48. 洋上及び港湾における転載の適切な監視の困難性が議論された。一部のメンバーは、可能な場合にはSBTを他のマグロ類と分別して転載すべきとの事務局の要請を支持した。他のメンバーは、このアプローチは操業上不可能であることを繰り返し述べた。

49. 日本及び韓国は、転載された SBT の検証を向上させる一つの方法として、港湾における物理的な検査の実施があり得ると提案した。
50. 日本及び台湾（韓国もこれに加わる可能性がある）は、洋上転載の検証の完全性を改善に共同で取り組むための方法について休会期間中に検討することを約束した。これらのメンバーは、この議論の結果を CC8 に報告することに合意した。

#### 4.3. VMS

51. この議題項目において、議論された事項はなかった。

#### 4.4. 許可蓄養場・船舶記録

52. 事務局は、以下に掲げる 2 つの懸念事項を説明した。
  - 許可を受けたことがないが SBT を漁獲した船舶
  - 現在通報されている許可の期限が切れる前に、その次の許可を受けた記録が事務局に提供されなかった船舶
53. 最新の CCSBT 許可船舶リストがウェブサイト上で維持できるようにするため、事務局は、メンバーに対して、現在の許可の期限が切れる前に許可更新に関する通報を行うよう要請した。

### 議題項目 5. 新規又は強化MCS措置（MCS制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）に関する議論

#### 5.1 新規及び又は強化CCSBT MCS 措置

54. オーストラリアは、CCSBT 科学オブザーバー計画に関する提案の改訂版（CCSBT-CC/1209/BGD01）を紹介した。
55. メンバーは、管理方式に利用される漁獲量及び努力量データを検証する目的から、また、生態学的関連種に関する情報収集を改善するため、CCSBT 地域オブザーバー計画（ROP）の設立の可能性について議論した。
56. ROP に関するコンセンサスは成立しなかったが、事務局長は、メンバーが考える ROP の目的及び要件について彼らと相談し、その要件について分析し、そして 2013 年の遵守委員会において、これを報告するとともに今後の進め方のオプションを示すことが合意された。
57. 日本は、CCSBT の遵守体制を強化するための構想を、それを決議の形にして次回会合でメンバーに提示する考えとともに説明した。日本から提示された 9 項目について広範な意見交換が行われ、そしてこれらに対して様々なレベルの支持があった。メンバーは、次回遵守委員会会合又は

その他の関連する CCSBT 会合の前までに同構想を更に検討することに合意した。

58. 事務局からの報告書は、ERS に関する規則が適用されてきているかどうかについて指摘しているが、これらがどのように実施されているかについて詳細な情報が付随しておらず、これが現在のプロセスにおいてギャップとなっていることが留意された。これについて対処するため、今後のメンバーからの報告書に ERS 活動の遵守状況を含めることは可能であり、それを受けて新規の MCS 措置の策定に繋がる可能性があることが提案された。
59. かつて TIS 制度下においてメンバーに提供されていた集計蓄養報告書を再度導入すべきとの要請があった。オーストラリアは、喜んでかかる報告書を提供したいと述べた。
60. オーストラリアは、漁業依存データの提供に関するバックグラウンド文書 CC/1209/BGD02 を紹介した。詳細なログブックデータを科学目的のために利用可能とする構想に対してある程度の支持があった。しかしながら、一部のメンバーにとっては、データの機密性に関する要件が、依然として情報提供の大きな障害となっている。このことが科学プロセスの主要な障壁となっていることから、他のメンバーは、彼らに対してこの障害を克服するための作業を行うよう奨励した。一部のメンバーは、蓄養に関する詳細データについても科学プロセスのために利用可能とすべきであると指摘した。
61. HSI は、遵守委員会が ERSWG から拡大委員会への勧告にある遵守上の示唆を検討していないこと、及びベストプラクティスに基づくより効果的な緩和措置の実施が緊急に求められていることを指摘した。また、HSI は、ERSWG は遵守委員会によって検討されるべき ERS に関する照会事項のための常設の議題を採択すべきと勧告した。
62. オーストラリアは、遵守委員会から拡大委員会に対して、CCSBT の ERS 勧告を拘束力のある決議に改正することを検討するよう勧告すべきと要請した。

## 5.2 MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続

63. ウェブベースの電子 CDS は、データ入力の際のエラーを減少させるという観点から利点があるだけでなく、不正行為の防止に貢献する遵守上の一手段と考えることもできることが留意された。

## 議題項目 6. 将来の作業計画

64. 遵守委員会は、以下のとおり 2013 年の作業計画を策定した。

活動	おおよその期限	人的及び財政的資源
インドネシアは修正版の CDS 文書に関する情報を事務局に提出し、事務局はかかる修正を評価し、これに応じて CDS から推定する同国漁獲量を修正し、この結果を拡大委員会に報告する。	2012 年 10-11 月	インドネシア及び事務局
最低履行要件に記載するため、現行の国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の定義を事務局に提供する。	2012 年 10 月	全てのメンバー及び CNM
貿易データ分析によって特定された市場主体（特に、米国、香港、中国及びシンガポール）に書簡を送付し、次回遵守委員会にオブザーバーとして参加するよう求める。	2012 年 12 月	事務局長
休会期間中において小規模な 3 日間の作業部会会合（メンバー当たり 2-3 人のみ）を開催し、CDS に関する最低履行要件を策定する。	2013 年 4-5 月	メンバー当たり 2-3 人、CC 議長、3 人の事務局職員、完全通訳
ウェブベースの電子 CDS 制度の費用対効果を調査する（上記作業部会に経過報告書を提供する）。	時間が許せば、次回 CC 年次会合前に。また、可能であれば休会期間中にコメントを受けることが可能な十分な時間を設ける。	事務局
CCSBT 寄港国措置のドラフトを作成する。		
他の RFMO のものと互換性のある CCSBT 版の IUU 船舶リストに関する措置の素案を作成するとともに、かかる措置案を CCSBT に導入した場合の費用対効果を示す。		
メンバーが考える ROP の目的及び要件について彼らと相談し、その要件を分析し、そして今後の進め方のオプションを示す。		
洋上転載される SBT の検証の完全性の改善に向けて共同で作業を行うためのオプションを検討する。	次回 CC 会合前	日本及び台湾（韓国もこれに参加する可能性あり）
メンバー及び CNM の MCS 制度を強化するためのオプションを調査し報告する。		全てのメンバー
インドネシアにおける SBT のための MCS 制度の質を改善のために提供される支援について報告する。	次回 CC 会合	オーストラリア、インドネシア
ステレオビデオ技術に関する合同の技術的な議論の結果を報告する。		オーストラリア、日本
品質保証計画のトライアル用の付託事項を作成するとともに、最初のトライアルを実施する。	2013 年から 2014 年	CC 議長、事務局長、メンバー

## 議題項目 7. その他の事項

65. 日本は、2007年から2010年までの間の蓄養 SBT の年齢組成、成長及び漁獲量の分析に関する CC/1209/BGD05 を紹介し、同文書の結果を拡大委員会で提起する意向であると述べた。オーストラリアは、このサンプリング手法及び2012年の ESC の結果に対して同国は懸念を有していることに言及しつつ、従ってその結果は妥当なものではないと考えていると述べた。

## 議題項目 8. 拡大委員会への勧告

66. 遵守委員会は、拡大委員会に対して以下の勧告を行った。
- 別紙 4 の最低履行要件に関する遵守政策の改正版を採択すべきである（これには、国別配分及び転載の遵守に関する要件の改正を含む。）。委員会は、国別配分に計上されるべき SBT の「漁獲」の共通の定義を定める必要があること、そして、それまでの間、かかる政策の改正版は、メンバーに対し、自身の「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の定義を定めて同政策に記載し、これを遵守するよう要請していることに留意すべきである。
  - 別紙 5 の統合版テンプレートが、将来の遵守委員会及び拡大委員会の両方に提出される年次報告書に使用されるべきである。
  - CCSBT による新興 SBT 市場のモニタリングの一環として、事務局は、全世界の貿易データの購入を継続し、SBT フィレのコードが含まれるようデータの購入範囲を拡大し、CDS データとの照合結果と併せて貿易データの分析結果を毎年更新すべきである。メンバーから非協力的非メンバーへの輸出が CDS の情報と合致しないことが判明した場合、メンバーは、当該照合作業の過程において判明した全ての差違について調査すべきである。
  - メンバーは、SBT フィレの貿易の報告に使用するためのコードを実行可能な限り早期に設定すべきである。
  - CDS に関する最低履行要件を策定するため、2013年に小規模な作業部会会合を開催すべきである。費用効率の観点から、当該会合を ERS 作業部会と連続して開催される可能性があるだろう。
  - CDS 決議に対する一連の運用上の改善事項（詳細は CCSBT-CC/1209/10 の別紙 A）を採択すべきである。
  - 別紙の品質保証レビューの原則が採択されるべきであり、そして、拡大委員会は、2013年に同レビューの最初のトライアルを行うための資金を提供すべきである。
  - 遵守委員会が勧告した作業計画が合意されるべきである。

## 議題項目 9. まとめ

### **9.1. 次回会合の時期及び期間**

67. 会合は、これまでの慣習に従い、次回遵守委員会会合を CCSBT20 の前に開催することに合意した。

### **9.2. 会合報告書の採択**

68. 報告書は、採択された。

### **9.3. 閉会**

69. 会合は、2012年9月29日午後6時00分に閉会した。

## 別紙リスト

### 別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. 改訂版 CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件 遵守政策  
ガイドライン 1
5. 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート
6. 品質保証レビュー（QAR）の一般原則

参加者リスト  
第7回遵守委員会会合

遵守委員会議長

スタン・クローザーズ

CCSBT 委員会議長

梅澤 彰馬

外務省経済局漁業室長

メンバー

オーストラリア

フィリップ・グライド

農業・漁業・林業省副事務次官

ジョナサン・デイビー

農業・漁業・林業省課長補佐代理

ピーター・ベンスロバス

オーストラリア漁業管理庁漁業操業支局長

ポール・ロス

在日本豪州大使館農業担当公使参事官

ブライアン・ジェフリーズ

オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長

漁業主体台湾

シューリン・リン

行政院農業委員会漁業署主任専門官

イールー・ライ

行政院農業委員会漁業署専門官

ホーシン・カン

対外漁業協力発展協会アシスタント

クワンティン・リー

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

インドネシア

アガス A. ブディマン

海洋漁業省漁業資源管理部長

エルニ・ウィジャジャンティ

海洋漁業省課長補佐

リナ・イロクサティテハディリニ

海洋漁業省課長補佐

フィフィ・リフィアニ

海洋漁業省課長補佐

ウィリアム・スティオソ

統合漁業協会室長

ドゥイアガスシスワ・プトラ

インドネシアまぐろはえ縄協会事務局長

ハリニ・ナレンドラ

インドネシアまぐろ協会副会長

今泉 信雄

インドネシアまぐろ協会顧問

## 日本

香川 謙二	水産庁資源管理部審議官
赤塚 祐史朗	水産庁資源管理部国際課課長補佐
森田 侑樹	水産庁資源管理部漁業調整課
三島 真理	水産庁資源管理部国際課
門脇 大輔	経済産業省農水産室調査専門職
伊藤 智幸	水産総合研究センター国際水産資源研究所
高橋 紀夫	水産総合研究センター国際水産資源研究所
境 磨	水産総合研究センター国際水産資源研究所
石川 賢廣	日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長
三浦 望	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
羽根田 弘	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
西川 喜美男	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
菅原 和昭	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
籠尾 啓太	日本かつお・まぐろ漁業協同組合
西田 頼央	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会

## ニュージーランド

アーサー・ホーア	一次産業省高度回遊魚種/遠洋漁業部長
ケビン・サリバン	一次産業省水産資源評価部長
ドミニック・バリエーズ	一次産業省高度回遊魚種/遠洋漁業顧問
アレキサンドラ・レノックス-マーウィック	外務貿易省法律顧問

## 大韓民国

ムーンヒョ・カン	農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
ジュンレ・キム	農林水産食品部国際漁業機関課顧問
サンイル・リー	国立漁業調査開発研究所研究官
ジアエ・ソン	動植物水産物検疫検査庁検査官
カンジャエ・クワ	ドンワン産業（株）
クワンシク・バエ	ドンワン水産（株）
ジョンイル・チュー	思潮産業（株）
イルカン・ナ	韓国海外漁業協会

## 協力的非加盟国

### 欧州共同体

リック・ニールセン 欧州委員会海事漁業総局法律顧問

### 南アフリカ

ピンディウィ・ディンギレ 在日本南アフリカ共和国大使館参事官（農  
林水産業担当）

### オブザーバー

ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル  
ナイジェル・ブラザーズ コンサルタント

### トラフィック・インターナショナル

ジョイス・ウー 上席計画官

### 日米研究インスティテュート (USJI)

石井 敦 研究者

### 通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

### CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー 事務局長  
鈴木 信一 事務局次長  
スージー・アイボール コンプライアンス・マネージャー

第 7 回遵守委員会会合  
2012 年 9 月 27-29 日  
日本、高松市  
議題

1. 開会
  - 1.1. 歓迎の辞
  - 1.2. 議題の採択
  - 1.3. 会合運営上の説明
2. CCSBT 保存管理措置の遵守
  - 2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告
  - 2.2. 事務局からの報告
  - 2.3. CCSBT 管理措置に対する遵守の評価
3. CCSBT 遵守計画の実施
  - 3.1. 2012 年の行動計画
    - 3.1.1. 最低履行要件
      - 3.1.1.1. 国別配分の遵守
      - 3.1.1.2. 転載
    - 3.1.2. 報告書のテンプレートの修正及び統合版
    - 3.1.3. 寄港国義務の効果的な実施方法の検討
    - 3.1.4. 試行的監査の実施（予算次第）
    - 3.1.5. インドネシアへの MCS 支援プログラムの提供
    - 3.1.6. SBT 貿易データのレビュー
  - 3.2. 2103 年に実施予定の行動計画
    - 最低履行要件（CDS）
    - 他の RFMO と共通の IUU 船舶リストに関する経費と便益の調査
    - 公表されている市場データのトレンド分析
    - SBT（特に一次加工されたもの）を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発
4. CCSBT MCS 措置のレビュー
  - 4.1. CDS
  - 4.2. 転載

#### 4.3. VMS

#### 4.4. 許可蓄養場・船舶記録

5. 新規又は強化 MCS 措置（MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）に関する議論
  - 5.1. 新規及び/又は強化 CCSBT MCS 措置
  - 5.2. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続
6. 将来の作業計画
7. その他の事項
8. 拡大委員会への勧告
9. まとめ
  - 9.1. 次回会合の時期及び期間
  - 9.2. 会合報告書の採択
  - 9.3. 閉会

文書リスト  
第7回遵守委員会会合

**(CCSBT-CC/1209/)**

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
5. (Secretariat) Updated Minimum Performance Requirements (Compliance Policy 1)
6. (Secretariat) Revised and Consolidated Reporting Template
7. (Secretariat) Revised Audit Policy
8. (Secretariat) Exploratory Analysis of SBT Trade Data
9. (Secretariat) IUU Vessel List Resolution of Tuna RFMOs
10. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures

**(CCSBT-CC/1209/SBT Fisheries - )**

Australia	Australia's Annual review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
Indonesia	Annual Review of Indonesia SBT Fisheries for 2011 for the Compliance Meetings and Annual Commission
Japan	Review of Japanese SBT Fisheries in the 2011 Fishing Season
Korea	Annual Review of SBT Fisheries for the Annual Meeting of the Extended Commission
New Zealand	Annual Review of National SBT Fisheries
Taiwan	Review of Taiwan's SBT Fishery of 2011/2012
European Union	Annual Review of National SBT Fisheries
Philippines	National Report of the Philippines as a Cooperating Non-Member of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (CCSBT) for 2012
South Africa	Annual Review of the South African SBT Fishery for the 19th Annual Meeting of the Commission

**(CCSBT-CC/1209/Compliance Action Plan- )**

Australia	Australia's 2012 Compliance action plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
-----------	--

Indonesia	Indonesia Compliance Action Plan
Japan	Japan Compliance Action Plan 2012
Korea	Korea's Compliance Action Plan (2012)
New Zealand	New Zealand Compliance Action Plan 2012
Taiwan	Taiwan Compliance Action Plan 2012
European Union	European Union 2012 Compliance Action Plan
Philippines	Philippines Compliance Action Plan 2012
South Africa	South Africa's CCSBT Compliance Action Plan

**(CCSBT-CC/1209/BGD )**

1. (Australia) Revised proposal for verifying catch and effort data through a CCSBT Scientific Observer Program (*Previously CCSBT-ERS/1203/16*)
2. (Australia) Australia's Proposed Draft Resolution on the Provision of Fisheries-Dependent Data to Support the Scientific Assessment of Southern Bluefin Tuna and Ecologically Related Species (*Previously CCSBT-SMEC/1108/BGD04, CCSBT-SFMWG/1103/10*)
3. (Secretariat) Southern bluefin tuna trade data: Exploratory Analyses (*Previously CCSBT - ESC/1208/10 (Rev.1)*)
4. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2012 update (*Previously CCSBT-ESC/1208/31(Rev.1)*)
5. (Japan) Analyses on age composition, growth and catch amount of southern bluefin tuna used for farming in 2007-2010 (*Previously CCSBT-ESC/1208/30* )

**(CCSBT-CC/1209/Rep )**

1. Report of the Seventeenth Meeting of the Scientific Committee (August 2012)
2. Report of the Ninth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2012)
3. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2011)
4. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2011)
5. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)
6. Report of the Sixteenth Meeting of the Scientific Committee (July 2011)
7. Report of the Seventeenth Annual Meeting of the Commission (October 2010)
8. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2010)
9. Report of the Fifteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2010)
10. Report of the Second Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (April 2010)

改訂版  
CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件  
遵守政策ガイドライン1

## 1. はじめに

この政策は、委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）が、CCSBT の保存管理措置に関して自らの義務を遂行するための最低履行要件を規定している。全ての義務はメンバー及び CNM の両方に適用されることを前提としている。別段の記載がある場合を除き、いずれの「メンバー」にも CNM が含まれ、いずれの「委員会」にも拡大委員会が含まれるものとする。この政策には、委員会及び CCSBT 事務局の義務は含まれない。

この政策にある保存管理措置及び義務は、CCSBT 事務局から提供されたものであり、CCSBT の決議、決定及び勧告の原文から引用されたものである。この文書の関連するセクションの冒頭部分において、各々の措置の公式名称（該当する場合）及び全文へのリンクが示されている。一部の義務については、理解し易いように、原文の決議、決定又は勧告とは別に、その記述及び順番に変更を加えている。

この政策は、法的拘束力を有しない文書である。これらの義務の正式な規定については、決議、決定又は勧告の原文を参照されたい。正式な勧告、決議又は決定とこの政策との間に相違があった場合においては、当該勧告、決議又は決定が優先する。

一部の措置は、情報又はデータの共有に関する規定を包含している。これらの共有に関する取決めについては、関連する決定/決議の一部として、並びに/又は CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の一部として、頻繁に機密性に関する規定に関連付けられてきている。かかる機密性に関する取決めについては、この文書には含まれていない。

## 2. 目的

この政策の目的は、CCSBT の義務の実施を改善することである。この政策によって、全てのメンバーが、既存の義務及びかかる義務の適切な実施が期待される基本的な事項に対して、共通の理解を持つことが可能となる。また、この政策は、各メンバーの実施手続上の観点から、透明性についても提供するものである。この政策は、メンバーに対して、次のとおり要請する。

a) CCSBTの義務を遂行するべく、規則、運用制度及びプロセスを作成し、規定し及び実施する。

b)規則、運用制度及びプロセスの有効性について報告する。

個別具体的な義務に対する最低履行要件の詳細さの程度は、義務の実施に関連する遵守リスク、及び全てのメンバーによって実施されるより一貫性がありかつ厳格な手法に対する必然的な要求を反映している。遵守に関する追加的なリスク（義務の履行に関連するもの）が生じた場合には、今後、履行要件に更に手が入る可能性がある。

### 3. 政策提言

1. メンバーは、この遵守政策が委員会によって採択された後、できる限り速やかに、その別添1において規定された最低履行・報告要件を遂行し、又はそれ以上のことを実行することが期待される。遵守委員会は、個々の状況に応じて、特定のメンバーに関して、施行日を遅らせることに合意することができる。
2. 全ての規則、運用制度及びプロセスが実施されなければならない。
3. 漁獲管理、許可及びMCSに関連する措置（別添1のグループ1-3）については、全ての運用制度及びプロセスが規定されなければならない。また、メンバーは、科学及び生態学的関連種に関連する措置（別添1のグループ4及び5）についても、自らの運用制度及びプロセスを文書化するよう要請される。
4. いずれの規定においても、以下に掲げる事項を含めなければならない。
  - 規則遵守の監視方法の特定
  - 発見された全ての非遵守に対する制裁の特定
  - 運用制度及びプロセスの全ての事項を実施する所管官庁への責任の付与
  - 義務を遵守する際の規則、制度及びプロセスの有効性を評価するための基準及び手続
5. 履行に関する年次報告書は、以下に掲げる事項を含めなければならない。
  - 最低履行要件を満たす方法及びその監視方法についての規定
  - 義務及び履行要件を満たすための規則、運用制度及び手続の効果の評価
  - 全ての遵守リスク又は規則、運用制度若しくは手続上の不備の公表

各々のメンバーは、特定の義務に関して、最低履行要件の変更を提案することができる。変更内容は、少なくとも別添1の最低履行要件と同程度の厳格さを持つものであることを証明するものでなければならない。提案する変更内容は、委員会に提出しその承認を得なければならない。承認された変更内容は、この文書及びこの遵守政策の様式の部に添付される。

CCSBTにおける一部の義務は、最低基準を有する。かかる最低基準及びその更新情報は、この政策において引用されている。それらは、以下のとおり。：

- 別添2（CCSBTメンバー及び協力的非加盟国の標識放流計画に関する最低限の手続及び情報基準）、CCSBT漁獲証明制度の実施に関する決議 [CDS決議](#)
- 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議、セクション3（洋上転載）、付属書1（CCSBT転載申告書）及び付属書2（CCSBT地域オブザーバー計画） [転載決議](#)
- CCSBT科学オブザーバー計画規範 [科学オブザーバー計画規範](#)

### 定義

この政策において、以下の用語が使用される。

- *国別配分量に帰属する SBT 漁獲量*—メンバーによる SBT 漁獲死亡量のうち、当該メンバーにかかる SBT 総漁獲可能量の配分量に計上されるもの。
- *運用制度及びプロセス*—義務及び規則を履行するために必要となる業務を提供する手段。権限の付与、確認、オブザーバー、取締り、調査等の業務。
- *規則*—法的に拘束力のある又は強制力のある指示、義務又は条件。規則には、法令、規制、及び許可、免許又は権限の付与の条件が含まれる。
- *制裁*—発見された非遵守又は違法行為に対して課せられる罰則又はその他の是正措置。

この政策において、漁獲証明制度（CDS）に関しては、以下に掲げる定義を適用する。

- 証明とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを最初にチェック及び承認することをいう。一般的に、証明は、関係する事業運営（例：漁業、蓄養、輸入又は輸出）を代表する、又はそれに対して責任を有する個人によって実施される。
- 確認（validation）とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを二番目にチェック及び承認することをいう。確認の手続きには以下に掲げる事項が含まれる。

(1) 文書の確認 (checking)

(2) ランダムサンプリングを通じた SBT 製品又は漁獲物及び関連する文書の検査。これらのサンプリングは、メンバーにおいて、以下を対象に実施される。

a. 蓄養場

b. メンバーの港に水揚げする船舶、又はメンバーの港から再輸出する船舶

c. 外国の港に水揚げする船舶

(3) 外国の港におけるメンバーの船舶による転載の監視

必要となるいかなる検査も CDS の様式を確認する前に完了しなければならない。確認 (validation) は、政府職員又は CDS 文書の確認権限を正当に委任されたその他の個人によって実行される。

- 確認 (verification) とは、流通のあらゆる段階における SBT 又は市場に持ち込まれた SBT が CDS の文書化要件と整合的であることを承認又は監査するためのサンプリング、監視及び調査手続きをいう。確認 (verification) は、メンバーの権限ある当局によって実施される。確認 (verification) には、以下に掲げる事項が含まれる。

(1) CDS 文書及び SBT 製品のサンプルの検査及び分析、並びに特定された不調和又は不正行為の調査

(2) CDS 文書が不完全又は添付されていない SBT の供給を発見及び調査するための市場の監視

#### 4. 政策実施

この政策は、3年間かけて実施される。この期間において、遵守委員会は、CCSBT における義務を通じて作業を行い、履行要件に合意をする。別添 1 は、履行要件が合意されれば、これに応じて更新される。

委員会に対して新しい義務を勧告する際には、遵守委員会は、かかる義務に関連する履行要件をこれに含める。委員会による合意後、新しい義務及び履行要件が別添 1 に追加されることとなる。

## 5. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項：
委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 政策の承認</li><li>● 履行要件の承認</li></ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 履行要件の勧告（別添 1 の更新）</li><li>● 年次報告書のレビューを通じたメンバーの遵守の監視</li><li>● この政策のレビュー及び修正勧告</li></ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"><li>● 規則、運用制度及びプロセスの策定及び実施</li><li>● 進捗及び有効性に関する報告</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>● 報告書のテンプレートの作成</li><li>● この政策及び年次報告書のウェブサイト掲載</li></ul>

## 6. 政策のレビュー

この政策は、政策が承認された日から3年ごとにレビューされる。履行要件は、それが合意された日から3年ごとにレビューされるものとする。

メンバーは、いつでも単一の又は複数の最低履行要件のレビューを要求することができる。かかる要求は、レビューすべき理由とともに遵守委員会の年次会合に提出しなければならない。当該要求は、事務局長がそれをメンバーに回章できるよう、遵守委員会年次会合の遅くとも4週間前までに、事務局長宛に送付されなければならない。

## 7. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

\_\_\_\_\_  
委員会議長

日付： \_\_\_\_\_

レビューの日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

## 別添 1. 最低履行要件

この別添は、メンバーが各保存管理措置に関連する義務を履行するための最低履行要件について規定している。かかる保存管理措置は、以下のグループに分類される。

- 1 漁獲管理措置
- 2 許可措置
- 3 MSC 措置
- 4 科学的措置
- 5 生態学的関連種に関する措置
- 6 定期的報告措置

### 1. 漁獲管理措置

このセクションは、以下の措置に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

- 国別配分の遵守 (1.1)
- 遵守行動計画 (1.2)

#### 1.1 国別配分の遵守 (決定)

**名称：** この措置の公式名称は存在しないため、「国別配分の遵守」を用いる。

**リンク：** [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Allocation.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Allocation.pdf)  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_Limited\\_Carry\\_forward.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Limited_Carry_forward.pdf)

**注：** この措置に関連する義務は、拡大委員会の定期的な決定によって変更されるので、常時更新が必要となる。現行の義務は、2012年、2013年及び2014年に関して合意された TAC 及び国別配分に関するものである。

## 1.1 国別配分の遵守

### 義務

- i. 2012年、2013年及び2014年については、各メンバーは、下記の配分量に拘束される。

	配分量(トン)		
	2012年	2013年	2014年*
日本	2519	2689	3366*
オーストラリア	4528	4698	5147
ニュージーランド	800	830	909
韓国	911	945	1036
台湾	911	945	1036
インドネシア	685	707	750

\* 2014年の配分量及び日本向けの比例配分量は、「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」のとおり、2014年のTAC（上記の数値は12449トンのTACを前提としている）及びCCSBT20（2013年）における遵守レビューに応じて決定される。

### 最低履行要件

1. 各メンバーの全ての「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」（「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」に関する下記の注釈を参照のこと）が、関連する期間において、当該メンバーの配分量を超過しないことを確保するための規則を整備する。
2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。
  - a. 毎年の漁獲取決めを実施する。これには、以下に掲げるものが含まれる。
    - i. 会社、漁獲枠所有者又は船舶ごとの配分量の特定
    - ii. 全ての漁獲量の毎日の記録に関する取決め
    - iii. 大型まぐろはえ縄船からの漁獲量の各週報告、及び沿岸漁船からの漁獲量の各月報告
  - b. 下表のスケジュールに従い、漁業に関連する全ての SBT 死亡を監視する。

#### 下記に記載する年から SBT 死亡を監視する

メンバー	SBT 死亡の原因					
	商業保持漁獲量 (トン)	商業投棄死亡量 (尾数及び/又は推定重量)	商業曳航死亡量 (トン)	非商業保持漁獲量 (トン)	その他の投棄死亡量 (尾数及び/又は推定重量)	その他の死亡原因 (尾数/又は推定重量)
オーストラリア	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中
インドネシア	実施中	実施中	該当なし	実施中	実施中	実施中
日本	実施中	実施中	該当なし	該当なし	実施中	実施中
大韓民国	実施中	実施中	該当なし	該当なし	実施中	実施中
ニュージーランド	実施中	実施中	該当なし	実施中	実施中	実施中
台湾	実施中	実施中	該当なし	該当なし	実施中	実施中
欧州連合	実施中	実施中	該当なし	該当なし	実施中	実施中

## 1.1 国別配分の遵守

義務	最低履行要件						
	フィリピン	実施中	実施中	該当なし	該当なし	実施中	実施中
	南アフリカ	実施中	実施中	該当なし	実施中	実施中	実施中
	この表に記載したいずれの死亡原因も「国別配分量に帰属する漁獲」に計上されるとは限らない。						
<p>c. 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の正確さを確保する。これには、以下に掲げるものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 漁業を行うメンバーについては、当該メンバーの漁船によって漁獲された SBT に対する物理的検査体制</li> <li>ii. 蓄養を行うメンバーについては、ステレオビデオによる監視の正確さの監視及び必要に応じた調整/再校正</li> </ul> <p>3. 漁業に関連する全ての SBT 死亡が、毎年、拡大科学委員会（資源評価分析に含めるため）及び委員会に報告される。</p> <p>4. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 毎年の漁獲取決めの遵守状況を監視する</li> <li>b. 必要な場合には、制裁又は是正措置を科す。</li> </ul> <p><u>国別配分量に帰属する SBT 漁獲量に関する注釈</u></p> <p>CCSBT が単一の定義に合意するまでの間、各メンバー及び協力的非加盟国は、明確かつ疑いの余地がない形で、自身の「国別配分量に帰属する SBT 漁獲」の定義を宣言しなければならない。それらの定義は、下記のとおり。国別配分量に帰属する漁獲には、少なくとも、全ての商業漁獲による水揚げが含まれなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• オーストラリア: 全ての商業漁獲。ただし、生きてまま又は活きの良い状態で放流されたものを除く。</li> <li>• インドネシア: 同国向け国別配分のうち、商業的に漁獲/水揚げされ標識装着された SBT。</li> <li>• 漁業主体台湾: 保持した商業漁獲</li> <li>• 日本: 当該漁船の魚倉に搬入した SBT。</li> </ul>							

## 1.1 国別配分の遵守

義務	最低履行要件
	<ul style="list-style-type: none"><li>• 韓国: 商業的に水揚げした SBT。</li><li>• ニュージーランド: 同国向けの国別配分内において、同国は、遊漁・伝統的漁獲及びその他の漁獲死亡の原因を認めており、商業漁業に関する総漁獲可能量の上限值を定めている。</li><li>• 欧州連合: 商業船舶によって水揚げされた漁獲</li><li>• フィリピン:</li><li>• 南アフリカ: 水揚げされ、省によって独立的に確認され、まぐろ及びめかじきはえ縄漁業部門において個別の権利を有する会社に計上された全ての SBT 漁獲。これには、生きたまま放流されたもの、投棄されたもの、略奪されたもの及び押収されたものは含まれない。</li></ul>

1.1 国別配分の遵守																						
義務		最低履行要件																				
ii. 2012年、2013年及び2014年の各年のCNM向けの配分量は、次のとおり。 <table border="1" data-bbox="241 395 741 619"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">配分量 (トン)</th> </tr> <tr> <th>2012年</th> <th>2013年</th> <th>2014年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィリピン</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>南アフリカ</td> <td>40</td> <td>80*</td> <td>150*</td> </tr> <tr> <td>EC</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>			配分量 (トン)			2012年	2013年	2014年	フィリピン	45	45	45	南アフリカ	40	80*	150*	EC	10	10	10	1. 上記のとおり。ただし、配分量に関する言及は、CNM向けの配分量と読み替えるものとする。	
	配分量 (トン)																					
	2012年	2013年	2014年																			
フィリピン	45	45	45																			
南アフリカ	40	80*	150*																			
EC	10	10	10																			
* 2013年及び2014年における南アフリカの配分量の増加は、「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」のとおり、同国のみなみまぐろの保存のための条約への加盟を条件とする。																						
ii. 拡大委員会がTAC又はメンバーのTAC配分量を削減する場合を除き、メンバーは、同一の3年間のクォータブロックにおいて、自身の未漁獲分の割当量の最大20%までを次の年に繰り越すことができる。ただし、繰り越された割当量は、その次の年に繰り越される不足漁獲分にはならない。自身の漁業について、繰越措置の採用を決定するメンバーは、以下に掲げる事項を実施するものとする。 <p>a. 当該割当年における実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、措置の適用について報告するものとする。</p> <p>b. 次の割当年の開始時点において、前割当年</p>		1. 繰越措置を採用することを決定するメンバーは、以下に掲げる事項を実施する（特定の年において繰越が行われたかどうかは問わない）。 <p>a. 以下に掲げる事項を確実に実施するべく、運用制度及びプロセスを整備しなければならない。</p> <p>i. 繰越について事務局に通報する前に、正確で、確認済みで、頑健な国別配分量に帰属するSBT漁獲量の最終値が利用可能となる</p> <p>ii. 繰越措置の採択及び利用に関する報告が、総漁獲量の計測及び確認に関する説明文とともに、拡大委員会への年次報告書に含まれる。</p> <p>b. 事務局長は、次の割当年の開始から60日以内に、終了済みの割当年にかかる漁獲量について、次の割当年における利用可能な漁獲量の制限（配分量+繰越量）とともに、正式な通報を受領する。</p>																				

1.1 国別配分の遵守	
義務	最低履行要件
<p>から未漁獲分の割当量を繰り越すことを決定するメンバーは、次の割当年の開始から60日以内に、当該繰越についてCCSBT事務局に通報し、かつ、次の割当年における利用可能な年間漁獲量の制限の修正版（すなわち、配分量+繰越量）を提出するものとする。</p>	

## 1.2 遵守行動計画

名称： 保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議

リンク： [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_ComplianceActionPlans.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_ComplianceActionPlans.pdf)

注：この決議のうち、過去の日程的な事項については、義務として列挙していない。

1.2 遵守行動計画	
義務	最低履行要件
<p>i. 遠洋はえ縄漁船を持つメンバーは、少なくとも次の3つの分野において改善を図ることを行動計画に明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SBTの転載に対する寄港国検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ メンバーは、SBTの転載を行う外地港を指定し、それ以外の外地港での転載を禁じ、効果的な検査に必要な関連情報を共有するためこのような指定港の国と情報交換をしなければならない。</li> </ul> </li> <li>● 漁獲努力量の10%をカバーする乗船科学オブザーバー</li> </ul>	<p>1. 遵守行動計画は、以下のとおり規定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 自国船がSBTの転載又は水揚げを行うことが認められている外地港を特定する</li> <li>b. それ以外の外地港での転載又は水揚げを禁止する</li> <li>c. 次に掲げる地点での検査要件を特定する <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 国内港</li> <li>ii. 指定外地港</li> </ol> </li> <li>d. 効果的な検査を可能とするべく、漁獲物の検査方法及び指定外地港のある寄港国に伝達する情報の内容を詳</li> </ol>

1.2 遵守行動計画	
義務	最低履行要件
<p>を通じた漁獲データの確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンバー及びCNMの当局による自国船籍船に対する実際の漁獲物検査。</li> <li>上記の措置は、いずれも合法的なSBTの商業取引を阻害しない方法で実施しなければならない。</li> </ul>	<p>細に規定する（セクション3.1(D)xx-xxiiの確認に関する履行要件を参照）</p> <p>e. 科学オブザーバーによる努力量の10%のオブザーバーカバー率を確保することによって漁獲量の確認を支援する</p>
<p>ii. SBTを蓄養するメンバーは、いけすに移送するSBTの10%を監視するため、ステレオビデオシステムによる商業ベースの調査を2011年漁期に実施し、同システムが有効であると認められれば、継続的な監視のためのシステムとして次期以降もこれを採用するものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>いけすに移送するSBTを監視するためのステレオビデオモニタリング技術の実施が予算上可能であることが判明した場合には、これを採用する。</li> <li>当該監視結果が、科学委員会及び遵守委員会等関連するCCSBT会合に報告されなければならない。</li> </ol>

## 1. 許可措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

- 許可蓄養場記録 (2.1)
- 許可船舶記録 (2.2)
- 許可運搬船記録 (2.3)

### 2.1 許可蓄養場記録 (決議)

名称：許可蓄養場の記録の創設に関する決議

リンク：[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_AuthorisedFarms.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_AuthorisedFarms.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない SBT 蓄養場は、SBT の蓄養事業の許可を受けているものとはみなされない。

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、その管轄水域において SBT 蓄養事業の許可を受けている蓄養場のリストを事務局長に提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。 a. SBT の蓄養事業を行う蓄養場に許可を与える b. 許可を受けた蓄養場に関する必要な全ての情報を事務局長に提供する c. あらゆる更新情報を直ちに事務局長に提出する d. SBT 漁業を許可された CCSBT 蓄養場記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段によって、許可に関する情報及びあらゆる更新情報を提出する
ii. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録への追加、削除及び/又は修正について、かかる変更が生じた場合には、事務局長に通知しなければならない。	
iii. メンバーは、許可を受けた蓄養場が、関連する CCSBT の措置を遵守することを確保しなければならない。	
iv. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に登録されていない蓄養場からの及び同蓄養場への SBT の国産品の水揚げ、輸出、輸入及び/又は再輸出を許可してはならない。	

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
v. CDS の有効性を確保するべく、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>メンバーは、蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限り CDS 文書を確認しなければならない</li> <li>蓄養を行うメンバーは、蓄養 SBT に関して、国内販売の最初の地点まで、当該蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない</li> <li>メンバーは、蓄養 SBT の輸入について、当該蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない</li> </ul>	セクション 3.1 D (CDS 確認 (validation) ) 参照

## 2.2 許可船舶記録

名称：2008 年 CCSBT15 において採択された「違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議」の修正決議

リン

ク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution%20on%20modified%20authorised%20vessel%20list.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution%20on%20modified%20authorised%20vessel%20list.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない漁船は、SBT の漁獲、船内保持、転載及び水揚げの許可を受けているものとはみなされない。

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件

## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
<p>i. メンバーは、以下の事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自国の登録下にある全ての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する</li> <li>● 関連の法律と合致した形で、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる</li> <li>● みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされる追加的措置の採択を含めた自国の IUU 措置の実施状況をレビューする</li> </ul>	<p>1. 入手した IUU 漁業に関する全ての証拠をレビューし、IUU 漁業を発見及び抑止するためのメンバーの措置の有効性を評価する。</p>
<p>ii. メンバーは、SBT の漁獲を許可された自国の旗を掲げる漁船のリストを、事務局長に提出しなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. メンバーの旗を掲げる個々の漁船に対して、SBT 漁業の許可を与える</li> <li>b. 変更が生じた場合には、直ちに全ての更新情報を事務局長に提出する</li> <li>c. 全ての許可情報及び更新情報が、電子的かつ、CCSBT 許可漁船に関するデータ提供様式を利用して、事務局長に提出されることを確保する</li> </ul>
<p>iii. メンバーは、CCSBT の記録におけるいかなる追加、削除及び/又は修正についても、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。</p>	
<p>iv. 記録に登録されている船舶の旗国であるメンバーは、以下について行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存管理措置に基づく要件及び責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船に SBT を漁獲する許可を与える</li> <li>● 自国の漁船が関連するすべての CCSBT 保存管理措置を遵守することを確保するための措置を講じる</li> <li>● CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可</li> </ul>	<p>1. 許可を受けた漁船が関連する CCSBT 措置を遵守することを確保する。これには、以下に掲げる事項について要求することが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 漁船の船主又は漁業許可受給者は、メンバーの管轄下の市民又は法人であること、並びに取締り活動及び制裁の適用の対象となること</li> </ul> <p>2. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. SBT を対象とした漁業及び/又は転載を行っている疑いが</li> </ul>

## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
<p>証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する</li> <li>CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT の漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する</li> <li>規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる</li> </ul>	<p>あり、かつ、許可船舶登録に登録されていない全ての漁船について、当該漁船に関する情報を事務局長に提出する</p>
<p>v. メンバーは、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT の漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止しなければならない。</p>	
<p>vi. CDS の有効性を確保するべく、以下について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旗国であるメンバーは、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない</li> <li>メンバーは、漁船によって漁獲された SBT が、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書の添付を求めなければならない</li> <li>メンバーは、CDS 文書が偽造されないこと、又は虚偽記載が行われないことを確保するべく協力しなければならない</li> </ul>	

## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
ない	
<p>vii. メンバーは、CCSBT の記録に登録されていない漁船が、SBT 漁業及び/又はその転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、それを示す全ての事実関係を事務局長に通報しなければならない。</p>	
<p>viii. 拡大委員会及び関係するメンバーは、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、適切な措置を策定し実施するべく最善の努力を尽くす。この場合において、実行可能であれば、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるべく適宜同様の性格の記録を創設する。そのような悪影響とは、IUU 漁船の SBT 漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。</p>	

### 2.3 許可運搬船記録（転載決議の一部）

**名称：**国家の主権を超えた水域における洋上転載を受けとることを認められた船舶の記録（「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」のセクション2より）

**リンク：** [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf)

**注：**転載決議の他の規定に関する義務については、セクション 3.3（転載監視計画）のとおり。この決議の目的上、この記録に登録されていない運搬船は、洋上転載による SBT の受け取りの許可を受けているものとはみなされない。

2.3 許可運搬船記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、CCSBT 事務局に対し、自国の LSTLV から洋上転載物を受け取ることを認められた運搬船のリストを提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。 <ul style="list-style-type: none"><li>a. 自国の許可漁船（LSTLV）から洋上転載物を受け取る各運搬船に許可を与える</li><li>b. 許可運搬船が、以下に掲げる義務を遂行することを確保する（転載監視履行義務 3.3 を参照）<ul style="list-style-type: none"><li>i. オブザーバーに対して、乗船を許可し、宿泊設備を</li></ul></li></ul>

<p>ii. 各メンバーは、最初の CCSBT 運搬船記録が作成された後、CCSBT 運搬船記録への追加、削除及び/又は修正が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。</p>	<p>提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ii. オブザーバーの職務を遂行するために彼らと協力する</li> <li>iii. オブザーバーに対して、決して干渉したり、影響を与えたりしない</li> </ul> <p>c. 許可運搬船に関して、許可を受けた日から 1 か月以内に、かつ、実際に転載を実施する前に、必要な情報を事務局長に提出する</p> <p>d. 全ての更新情報を、直ちに、当該変更が生じた日から 1 か月以内に、かつ、実際に転載を実施する前に事務局長に提出する</p> <p>e. 全ての許可及び更新情報について、CCSBT 許可運搬船記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段で事務局長に提供する</p>
<p>iii. 洋上転載を認められた運搬船は、漁船監視システム(VMS)の搭載と稼働が要求されなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる場合においてのみ運搬船に洋上転載の許可を与えることを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 当該運搬船について、運用可能な VMS が既に搭載されているか、又は許可前及び SBT の転載前に運用可能な VMS が搭載されること。</li> <li>b) VMS の送信頻度が、転載作業を示すのに十分なものであること。</li> <li>c) VMS が想定される環境下で有効に機能すること。</li> </ul>

### 3. MCS 措置

このセクションは、以下に掲げる措置に関連した義務についての最低履行要件を規定している。

- 漁獲証明制度 (3.1)
- 船舶監視制度 (3.2)
- (洋上) 転載監視計画 (3.3)

#### 3.1 漁獲証明制度 (決議)

名称: **CCSBT** 漁獲証明制度の実施に関する決議

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_CDS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_CDS.pdf)

注: 以下、「メンバー」という用語はこの文書の他の部分と同様に CNM を含み、「メンバー/OSEC」という用語は、メンバー、CNM 及び CDS に協力するその他の国/漁業主体を含む。

「類似」の業務を一まとめにするため、CDS の義務を以下のとおりに分類した。

- A. 一般条項及び適用
- B. 標準 CDS 文書の修正
- C. 標識装着
- D. 確認 (validation)
- E. 文書の保持及び事務局への提出
- F. CDS 文書の確認 (verification)

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務 (一般)	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、この決議に該当する全ての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。 <ul style="list-style-type: none"><li>a. CDS 文書は、固有の番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入される</li><li>b. 関連する CDS 文書を SBT に添付する。これには、以下に掲げるものが含まれる</li></ul>
ii. メンバー/OSECの管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出について、全てのSBTは、漁獲モニタ	

### 3.1 漁獲証明制度

A. 義務（一般）	最低履行要件
<p>リング様式、また必要な場合<sup>1</sup>には、少なくとも1つの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式も含め、添付されなければならない。本要件の免除は認められない。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 肉以外の魚体の部位（すなわち、頭、目、卵、内臓、尾）については、文書なく輸出/輸入することができる</li> <li>● 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバーは、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 全ての転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出については、漁獲モニタリング様式</li> <li>ii. 国産品として水揚げされた SBT の全ての輸出及び全ての再輸出については、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式</li> <li>iii. メンバーの管轄水域における許可蓄養場間での全ての SBT の移送については、蓄養移送様式</li> </ul>
<p>iii. メンバーの管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。</p>	<p>c. SBT の曳航及び蓄養に関与する全ての者は、以下に掲げる事項を実行するための手続きを定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 各漁船による漁獲に関して、以下に掲げる量を明らかにする <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 曳航時における SBT 死亡量</li> <li>b) 各蓄養場に移送される SBT の量（尾数及び重量）</li> </ul> </li> <li>ii. 各漁期終了後に、これらの記録を利用して、蓄養活け込み様式を完成させる</li> </ul>
<p>iv. CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていない。</p>	
<p>v. メンバー/OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに（SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合）SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項の実施を確保するための運用制度及びプロセスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. いかなる場合においても、最新の CCSBT 運搬船記録に登録された運搬船のみが、当該メンバーの LSTLV から洋上転載物を受け取ることが許可される</li> <li>b. いかなる SBT の転載も、当該運搬船及びその最新の詳細情報が当該記録に登録されるまでは行ってはならない</li> </ul>

<sup>1</sup> 全ての SBT の再輸出、国産品として水揚げされた SBT の全ての輸出が該当する。

3.1 漁獲証明制度	
B. 義務（CDS 文書の修正）	最低履行要件
vi. 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる <sup>2</sup> 。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。	
vii. 上記に従って変更が加えられた文書 <sup>3</sup> は、他のメンバー/OSECに配布するため、事務局長に提供されなければならない。	
viii. 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。	

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
ix. メンバーは、下記の 3.1C“xiii”に掲げる 3つの状況を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。	1. 以下に掲げる事項を含む CCSBT 漁獲標識計画要件を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての SBT 標識が、<a href="#">CDS 決議別添 2 第 3 パラグラフ</a>で規定された仕様の最低基準を満たすことを確保する</li> <li>b. 以下に掲げる者への SBT 標識の配布について記録する <ul style="list-style-type: none"> <li>i. SBT を漁獲又は蓄養することを許可された者</li> </ul> </li> <li>c. 漁船に取り込まれ、捕殺された全ての SBT（偶発的に混獲された SBT も含む）、又は蓄養場から水揚げされ、捕殺された全ての SBT（ただし、3.1C(xiii)に掲げる特別な状況が適用される場合を除く。）に対して、適正な標識</li> </ul>
x. 漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の冷凍前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施	

<sup>2</sup> ただし、漁獲標識様式については、メンバーの裁量で、追加情報を含めるべく変更することができる。

<sup>3</sup> 漁獲標識様式への追加を除く。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
<p>できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。</p>	<p>を装着することを要請する</p> <p>d. 各魚体への標識装着は、捕殺後可能な限り直ちに行うよう要請する</p> <p>e. 冷凍前に測定した SBT の重量及び体長とともに、各魚体の詳細情報を可能な限り速やかに漁獲標識様式に記録することを要請する</p>
<p>xi. 標識装着計画は、CDS決議別添2に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない<sup>4</sup>。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a. 標識が未装着のままの丸の状態の SBT の水揚げ事例（“xiii”及び“xiv”の特別な状況によるもの）を全て報告し、その後は出来る限りこのようなことを繰り返さないようにする</p>
<p>xii. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。</p>	
<p>xiii. メンバー/OSEC は、次の場合を除き、標識をとまなわな丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。</p> <p>a. 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる</p> <p>b. CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる</p> <p>c. 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる</p>	
<p>xiv. 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の</p>	

<sup>4</sup> これには、標識に関する最低基準、及び標識に関連する情報の要件が含まれる。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
時点までに、代替の標識を装着しなければならない。	
xv. メンバーは、事務局長に対し、水揚げ後7日以内に、“xiii(b)”, “xiii(c)” 又は “xiv” に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び “xiv” については従前（判明している場合）の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。	
xvi. メンバーは、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。	

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
xvii. CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー/OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同じであってはならない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 確認者に権限を付与する</li> <li>b. CDS 文書を確認する権限を有する全ての者は、 <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 政府職員又はその他然るべき確認権限を付与された者であること</li> <li>ii. 関連する CDS 様式の証明者ではないこと</li> </ol> </li> <li>c. 事務局長に対して、以下に掲げる事項を通知する <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 全ての確認者に関する詳細情報（義務 3.1 D xviii に規定する情報を含む）。かかる情報は、常に最新なものとしておく</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
xviii. メンバー/OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、印鑑又は標章の印影見本及	

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
<p>び CCSBT CDS 文書の確認権限の委任を受けた全ての者のリストを含む)。メンバー/OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。</p>	
<p>xix. CCSBT CDS 文書は、規則に則り、以下に掲げる者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。</p> <p>a. 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバーの政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバーの権限を有する当局若しくは機関</p> <p>b. CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づく全ての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー</p> <p>c. 全ての SBT の輸出については、輸出するメンバーの政府職員</p> <p>d. 全ての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー/OSEC の政府職員</p>	
<p>xx. メンバー/OSEC は、CCSBTCDS 文書のうち、完全でないものの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおりに確認されていないものについて、確認をしてはならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項の実施を確保する。</p> <p>a. 以下に掲げる場合においてのみ確認を行う</p> <p>i. 標識が装着された SBT（加工によってそれ以降の標識装着が必要でなくなった場合を除く）</p> <p>b. 以下に掲げるものに対して確認済みの文書が添付される</p> <p>i. 全ての SBT 貨物（洋上転載を除く）</p> <p>c. 以下に掲げる場合、確認は行わない</p> <p>i. 確認手続きに従っていない場合</p>
<p>xxi. 貨物の全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT であるものについて、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただ</p>	

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
し、SBT が更にフィレやロイン等に加工され、もはや標識が必要でなくなった場合を除く)の確認又は受け入れをしてはならない。	ii. 文書に不備や矛盾が発見された場合
xxii. メンバーは、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。	2. 以下に掲げる事項を含め、関連する CDS 文書を確認するための運用制度及びプロセスを策定する。
xxiii. メンバー/OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又は全てがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合、又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。	a. 情報の正確さをチェックする要件。これには、少なくとも以下に掲げる事項が含まれる
	i. CDS 文書が、完全で、適正で、かつ明らかに不正確な情報が記載されていないことを確保する
	ii. 確認者によって実施された又は確認（verification）計画に基づいて実施された関連する全ての検査結果を考慮する
	b. 報告に関する要件。これには以下に掲げるものが含まれる
	i. CDS 文書で発見された全ての不整合又は不正確な情報の特定
	ii. メンバー当局への通報

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務（文書の保持及び提出）	最低履行要件
xxiv. メンバー/OSEC は、受領した全ての CCSBTCDS 文書の原本を保持しなければならない。メンバー/OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても保持しなければならない。	
xxv. これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない。	1. 漁獲を行うメンバーによって発行された又は輸入を行う若しくは受取りを行うメンバーによって受領された全ての記入済みの CDS 文書の写しについては、以下に掲げる期限に従っ
xxvi. 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバーに提供さ	

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務（文書の保持及び提出）	最低履行要件
<p>れ、漁獲標識様式の情報、四半期ごとに、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。このほかの全ての様式は、様式原本の写し又は様式の全ての情報を含む電子様式のいずれかによって、事務局長に送付されなければならない。</p>	<p>て事務局長に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 1月から3月までに発行又は受領した文書－6月30日まで</li> <li>b. 4月から6月までに発行又は受領した文書－9月30日まで</li> <li>c. 7月から9月までに発行又は受領した文書－12月31日まで</li> <li>d. 10月から12月までに発行又は受領した文書－3月31日まで</li> </ol> <p>2. 漁獲標識様式の情報については、事務局が作成した電子データ提供様式を使用し、かつデータ提供様式の要領に従い、事務局長に提供する。</p>

3.1 漁獲証明制度	
F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
<p>xxvii. メンバーは、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることが確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人若しくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下に掲げる事項を含む、確認のための運用制度及びプロセスを策定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. CDS 文書を検査する</li> <li>b. CDS 文書から得られた情報をレビュー及び分析する。これには、以下に掲げる事項が含まれる <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 受領した CDS 様式から得られたデータの完全性及び整合性を照合する</li> <li>ii. 事務局長が作成する 6 か月報告書から得られたデータを照合する</li> <li>iii. 全ての不調和を分析する</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

3.1 漁獲証明制度	
F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
xxviii. メンバーは、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。とりわけ、メンバーは、入手可能な情報を利用し、事務局長による報告書の照合を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>c. 疑われる又は発見された全ての不正行為を調査する</li> <li>d. 全ての不正行為を改善する措置を講じる</li> <li>e. 疑義がある又は不完全な若しくは確認が行われていない CDS 文書に関連する全ての SBT 貨物について、事務局長及び関連するメンバー/OSEC に通報する</li> <li>f. 最終調査結果を事務局長に通報する</li> </ul>
xxix. メンバー/OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長及び関係するメンバー/OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合</li> <li>• CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合</li> </ul>	
xxx. メンバーは、この措置の“xxvii”及び“xxviii”に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要な全ての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。	
xxxi. メンバー/OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。	
xxxii. メンバー/OSEC は、必要な場合には、漁獲確認手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。	

### 3.2 漁船監視システム（決議）

名称: 漁船監視システムの開発と導入に関する決議  
 CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議

リン

ク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_VMS\\_Development\\_Implement.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_VMS_Development_Implement.pdf) [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_VMS%20Resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_VMS%20Resolution.pdf)

注:

3.2 漁船監視システム	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、SBT を漁獲し、メンバーに置籍する漁船について、衛星と連携した漁船監視システムを開発、導入しなければならない。 ii. 漁船監視システムは、以下の要素を含まなければならない。 a. 旗国/漁業主体は、漁船監視装置を搭載した自らの漁船を監視、管理しなければならない b. 次のデータは、漁船が漁業している間、漁船の漁業活動を特定できる頻度で、継続的かつ自動的に報告されなければならない。漁船認識番号、地理的位置及び日時 c. 漁船監視装置は、改ざん防止が施されていないと知らず、また、装置にアクセス又は改ざんが行われたか否かを知るための公的な封印とともに設置されなければならない d. 装置の技術的障害に際し、漁船の漁労長又は船主は、漁船の漁業活動を特定できる頻度で、漁船認識番号、地理的位置及び日時を、旗国/漁業主体に報告することが求められる	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 a. 全ての VMS に対して改ざん防止策が施され、かつ 3.2 ii(c)の要件を満たすことを確保する b. VMS が以下に掲げるデータを自動的に送信することを確保する i. 船舶認識番号 ii. 地理的地位 iii. 日時 c. VMS の技術的障害が生じた場合においては、漁労長から、必要な情報を報告するよう要請する d. 船舶からの VMS 報告を監視する

3.2 漁船監視システム	
義務	最低履行要件
iii. メンバーは、特定の大きさを上回る漁船に対し、2008年1月1日から、排他的経済水域内での SBT の漁獲について、義務的な漁船監視システムを導入しなければならない。	
iv. メンバーは、上記のパラグラフ“i”に基づき策定された漁船監視システムに基づく措置を講じることができるよう、自国の国内規制及び規則で担保しなければならない。	
v. 上記に加えて、メンバーは、SBTを漁獲する船舶に対し、当該漁船が漁獲を行っている水域に条約水域を持つRFMO <sup>5</sup> の要件に基づき、又は当該漁船がVMS のない公海で操業を行っている場合にはIOTCの要件に基づき、衛星と関係した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。	
vi. 特定の船舶の事件に関する 2008年 CCSBT VMS 決議パラグラフ 3b に基づくメンバーからの要請に応じて、かかる要求を受けたメンバーは、次に掲げる対応を実施しなければならない。 a. 事件を捜査し、VMS データを要求したメンバーに捜査の詳細 <sup>6</sup> を提供する b. 要求したメンバーに対し当該船舶に関する VMS データ <sup>8</sup> を提供し、要求したメンバーは、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバーに通知する	

<sup>5</sup> 適用される他の RFMO の決議/措置は、同 CCSBT 決議第 1 及び第 2 パラグラフにおいて規定されている。

<sup>6</sup> この情報に適用される機密性に関する規定は、同決議において規定されている。

### 3.3 (洋上) 転載監視計画 (決議)

名称: 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf)

注:

- CCSBT、IOTC 及び ICCAT 間の転載監視計画の相互運用を可能とするため、この措置の目的上、IOTC/ICCAT 事務局、オブザーバー、転載申告及び登録番号は、SBT の存在が各段階（当初のオブザーバー配乗要求から転載申告まで）で報告されることを条件として、それぞれ CCSBT に相当するものとして取り扱うことができる。
- この決議のセクション 2 は、洋上にて、冷凍能力を備えるまぐろはえ縄漁船（LSTLV）から SBT の受け取りを許可された許可運搬船記録の創設及び管理に関連する。かかる義務は、他の CCSBT 許可措置と併記できるよう、この別添のセクション 2.3 において規定している。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
義務	最低履行要件
i. メンバーの主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国/漁業主体の事前許可が条件となる。	<p><i>他に特段の規定がない限り、許可漁船 (LSTLV) の旗国は、セクション 3.3 において規定する最低履行要件を満たす責任を有する。</i></p> <p>1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a. LSTLV に関して、許可に関する文書（LSTLV の船長又は船主から提供された転載の詳細を含む）が転載前に利用可能であること。</p> <p>b. 転載される SBT を受け取る全ての運搬船は、オブザーバーの立ち入りを認め、宿泊施設を提供し、そしてオブザーバーの職務の履行に関連する協力を行う義務を遂行する（運搬船の許可に関する最低履行要件のセクション 2.3 を参照）</p> <p>2. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則を整</p>
<p>ii. メンバー、自国に置籍する LSTLV が以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>a. LSTLV は、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、遅くとも予定している転載の 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 転載を行う LSTLV 及び受け取る運搬船について、その船名及び CCSBT 登録番号</li> <li>● 転載される製品のトン数</li> <li>● 転載の日時及び位置</li> <li>● SBT 漁獲の地理的位置</li> </ul>	

### 3.3 (洋上) 転載監視計画

義務	最低履行要件
<p>b. 当該LSTLVは、旗国である国/漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、同船のCCSBT登録番号とともに、CCSBT転載申告書<sup>7</sup>を作成し、送付しなければならない</p>	<p>備する。</p> <p>a. 全ての SBT 転載について事前許可を受けていること</p> <p>b. 漁船及び運搬船が CCSBT に登録されていること</p> <p>c. 指名された CCSBT オブザーバーが運搬船に乗船すること</p> <p>d. オブザーバーが不在のまま SBT の転載が実施されないこと</p> <p>e. 転載申告書は、<a href="#">転載決議</a>パラグラフ 11-14 に基づき、漁船及び運搬船によって記入、署名及び送付されること</p>
<p>iii. 転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>a. CCSBT 事務局及び当該 LSTLV の旗国であるメンバーに対し、転載終了後 24 時間以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。</p> <p>b. 水揚げが行われる国/漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの 48 時間前に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。</p>	<p>3. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a. 転載許可を発給する</p> <p>b. 転載が行われた日付及び場所を確認する</p> <p>c. オブザーバーの運搬船への配乗を要求する</p> <p>d. 全ての「不可抗力」の事例（オブザーバーが乗船せずに転載が行われる場合）について、できる限り速やかに事務局長に通報する</p> <p>e. オブザーバーが、転載前に乗船できること（安全に実行可能な場合に限る）、並びに<a href="#">転載決議</a>付属書 2 第 5 パラグラフ (a) の遵守状況を監視するために必要な者への接触及び必要な場所への立ち入りができることを確保する</p> <p>f. オブザーバーが、不正確な文書に関するあらゆる懸念、</p>
<p>iv. メンバーは、CCSBT地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船にCCSBTオブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない<sup>8</sup></p>	
<p>v. 船舶は、事務局長に適切に通知された「不可抗力」の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーをとまなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。</p>	

<sup>7</sup> 同決議の付属書 1 において記載されているとおり。

<sup>8</sup> CCSBT 地域オブザーバー計画は、この決議の付属書 2 において規定されている。かかる規定は、運搬船及び LSTLV 双方の旗国/漁業主体のオブザーバーに対する義務を含んでいるが、ここには記載していない。CCSBT オブザーバーを運搬船に乗船させるため、メンバーは、SBT が転載される旨のオブザーバー配乗要求書を、当該転載前に事務局に提出しなければならない。

### 3.3 (洋上) 転載監視計画

義務	最低履行要件
	<p>又は自身の義務を履行する上で受けた妨害、介入若しくは圧力について、報告ができるようにする</p> <p>g. 管理措置の遵守状況を監視する</p> <p>h. 発見したあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す</p>
<p>vi. 漁獲証明制度(CDS)に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。</p> <p>a. CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLV の旗国であるメンバーは、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確実なものとしなければならない</p> <p>b. LSTLV の旗国であるメンバーは、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない</p> <p>c. メンバーは、LSTLV が漁獲した SBT が締約国の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船リストにある漁船に関して、確認された必要な CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a. 計測数又は CDS 文書におけるあらゆる相違点を特定し、解決する</p>
<p>vii. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバーに水揚げ又は輸入される全ての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をとみなわなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則、制度及び手続を整備する。</p> <p>a. 全ての転載物について、最初の販売時まで署名済みの転載申告書が添付されていること</p>
<p>viii. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLV の旗国であるメンバーによって拠出されなければならない</p>	

### 3.3 (洋上) 転載監視計画

義務	最低履行要件
らない。	

#### 4. 科学的措置

このセクションは、科学オブザーバー計画規範に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

##### 4.1 科学オブザーバー計画規範（決定/勧告）

名称: CCSBT 科学オブザーバー計画規範

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_observer\\_program\\_standards.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_observer_program_standards.pdf)

注: 科学オブザーバー計画規範の目的は、以下のとおり。

- メンバーの科学オブザーバー計画に SRP の目的に沿った枠組を提供する。
- メンバーの船団間、漁業間の科学オブザーバー計画を標準化する。
- 現在、科学オブザーバー計画を実施していないメンバーに対し、科学オブザーバー計画策定のための最低基準を提示する。

4.1 科学オブザーバー計画規範	
義務	最低履行要件
i. 全メンバーは、当規範を考慮した上で、各々の計画を調整することが期待されているが、各国が自国の計画において維持したいと望む追加的な要件もあることを認識する。	1. 全てのメンバーの計画は、 <a href="#">CCSBTオブザーバー計画</a> に関する最低基準に合致する。
ii. CCSBT 科学オブザーバー計画の公海上及び国内の経済水域における運営責任は、漁船の旗国であるメンバーに属する。	
iii. CCSBT 科学オブザーバー計画は、CCSBT メンバーの操業活動でみなみまぐろを主対象とする漁業、並びにみなみまぐろの混獲が多い漁業に適用される。	1. 科学オブザーバー計画に関して、以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 同計画が、以下に掲げるものに適用されるよう確保する               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. SBT を対象とするもの、又は SBT の混獲が相当量あるもの</li> </ul> </li> <li>b. 各漁業における漁獲量及び漁獲努力量の監視のための 10% を目標とするオブザーバー・カバー率を達成するべく、手続きを規定する。これには以下の事項が含まれる</li> </ul>
iv. 当計画のカバー率の目標値は、各漁業の漁獲量及び努力量の 10% とする。したがって、オブザーバー・カバー率は、個々の海域及び時期における異なる船タイプを代表するものとすべきである。ある層（例：ある海域及び期間における特定の種類の漁船）においてカバー率を 10% に近づけるためには、	

#### 4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>他の層において 10%以上のカバー率を実現しなくてはならない場合もあり得る。</p>	<p>i. オブザーバー・カバー率を、メンバーの SBT 漁業の範囲を代表するものとさせる</p>
<p>v. 各メンバーは、妥当な代表性を有するカバー率を高い確率で確保できるよう注意深く検討して設計したサンプリング制度に基づいて、オブザーバーを漁船及び航海に派遣しなければならない。当該計画では、主な漁場及び漁期並びに可能な範囲において、全ての代表的な、漁船、漁場及び時期のサンプリングが概ね同程度の割合で実施されることを確保しなければならない。</p>	<p>c. オブザーバーの募集・訓練計画を実施し、オブザーバーの資格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練及びオブザーバーの募集に関連する CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション 8 の規定を遂行する</p> <p>d. オブザーバーを船舶に派遣させるための方法を規定する</p> <p>e. メンバーの SBT 漁業の代表的な範囲において 10%のカバー率を達成する上で、オブザーバーの実際の配置が有効であるかどうかについて、最低でも 1 年に 1 回分析する</p>
<p>vi. 各メンバーは、オブザーバーの漁船への配置について、サンプリング制度が上記の原則に沿っているかを評価・分析しなければならない。委員会が規範の遵守を確認できるよう、各メンバーは、オブザーバーの配置に実際に利用した制度を文書化し、委員会において当該情報及び収集したデータが利用可能となるよう（報告要件において規定されているとおり）自国の国別報告書に含めなければならない。</p>	
<p>vii. オブザーバーの配置においては、データの独立性及び科学的信頼性を確保することもしなければならない。</p>	
<p>viii. オブザーバー計画及び訓練計画の中に、標識再捕の報告についてのオブザーバーの役割及び責任を具体的に示した規定を含めなければならない。</p>	
<p>ix. 各メンバーは、自国漁船に乗船させるオブザーバーの雇用及び訓練について責任を有する。訓練計画は、オブザーバーが科学的なデータを十分に収集できるための能力を養成するよう構築するとともに、CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション 8 に示される原則、すなわち、オブザーバーの資</p>	

#### 4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練、及びオブザーバーの募集について考慮しなければならない。</p>	
<p>x. 選定対象となる漁船はいずれも、オブザーバーの業務に支障を来たさないよう、当該漁船の乗組員（可能であれば下士官）に供給されるものと同程度の寝具、衛生施設、食事、機器類、通信システムといった最低限の要件を満たすことができるものでなければならない。対象漁船に対しては、オブザーバー乗船期間中における当該漁船のオブザーバーに対する責任事項について、通知しなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. 対象漁船に対して、オブザーバー乗船中における同船の責任を説明する</p>
<p>xi. 収集される科学データは、下記のとおり分類された情報を含むものとする。これらの分類ごとに収集される情報の詳細については、CCSBT 科学オブザーバー計画規範の別紙 A のとおり。データ収集の優先順位は、同別紙の付録 1 のとおり。</p> <p>A. 対象漁船の詳細：サイズ、能力及び機器類など</p> <p>B. 対象航海の要約：オブザーバー名、乗船日、下船日などを含む</p> <p>C. 漁具の設置・回収を実際に観察したか否かに関らず、オブザーバー乗船中に実施された各操業について、漁獲量、努力量、環境などの総合的な情報。対象魚種、操業位置、使用された漁具の数量などの情報も含む</p> <p>D. 観察の開始・終了時間、観察した釣針数、観察したみなみまぐろ及びその他の種（可能な限り）の漁獲尾数や重量など、期間中に観察した漁獲情報</p> <p>E. 可能な限り個々の SBT の生物学的測定。これには、魚の状態、体長、体重、性別、後日の解析用に当該 SBT から収集した生物標本の詳細（耳石、鱗、生殖腺な</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. 必要なデータが収集され、必要な場合にはデータ収集の優先付けの方法が適用されることを確保する</p>

#### 4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>ど) を含む</p> <p>F. SBT の標識回収情報。これには、標識番号（標識自体も入手）、日付、位置、体長、体重、性別、収集した生物標本（例えば耳石）、標識の発見が操業観察中に行われたか否かの情報が含まれる</p>	

## 5. 生態学的関連種に関する措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する最低履行要件を規定している。

- はえ縄漁業における海鳥緩和措置（5.1）
- 生態学的関連種に関する勧告（5.2）

### 5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置（決定及び勧告）

**名称:** この措置は、「単一の措置」ではないため公式な名称はないが、その代わりに CCSBT4 における決定、CCSBT5 における要請及び CCSBT3 における一連の勧告から構成されている。

**リンク:** トリポールの使用義務に関する詳細は、CCSBT4（第1部）報告書の議題項目 10.2 及び別紙 U のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_04/jp\\_report\\_of\\_ccsbt4\\_part1.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_04/jp_report_of_ccsbt4_part1.pdf)

トリラインの設計及び配置のための指針に関する詳細は、CCSBT5（第1部）報告書の議題項目 10.2 並びに別紙 29 及び 30 のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_05/jp\\_report\\_of\\_ccsbt5\\_part1.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_05/jp_report_of_ccsbt5_part1.pdf)

その他の下記の義務（義務 iii 及び iv）は、CCSBT3（第2部）報告書の議題 5 及び別紙 E のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_03/jp\\_report\\_of\\_ccsbt3\\_part2.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_03/jp_report_of_ccsbt3_part2.pdf)

**注:** 下記の第 ii 及び iv パラグラフは、メンバーに対して拘束力を持つものではないが、メンバーは遵守することが期待されている。

5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置	
義務	最低履行要件
i. 全てのメンバーに対して、南緯 30 度以南における全ての SBT はえ縄漁業に際にトリポールの義務的使用が要請される。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 a. 南緯 30 度以南における全ての SBT はえ縄漁業において、トリポールを使用することを確保する b. トリポールの設計及び配置が、CCSBT5（第1部）報告書の別紙 30 の指針と整合的なものとなるよう奨励する
ii. メンバーは、CCSBT5（第1部）報告書の別紙 30 <sup>9</sup> に規定されるとおり、まぐろはえ縄漁業用のトリポールの設計及び配置のための指針を利用しなければならない。	

<sup>9</sup> この指針が策定されてから 10 年が経過しており、レビューをする必要があるかもしれない。

## 5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置

義務	最低履行要件
<p>iii. メンバーは、次に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ みなみまぐろ漁業操業時における ERS の捕獲に関する性質及び範囲についての現行の情報収集を継続する</li> <li>○ 適切な国際機関、その他関連する国及び主体と協力して、海鳥の偶発的捕獲に関するデータ並びに偶発的捕獲の対象となる海鳥の個体群の状況及び傾向に関する情報を収集する</li> <li>○ SBT はえ縄漁業操業において、適切に設計され配置されたトリラインの使用を促進する</li> <li>○ はえ縄漁業において、みなみまぐろが捕獲されるときは、適宜、以下に掲げる措置を講じるものとする <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ はえ縄の投縄又は揚縄の際は、可能な限り残滓の投棄を行わない</li> <li>▪ 餌は解凍してから使用する</li> </ul> </li> <li>○ 生きてまま捕獲された鳥は生きてまま放つこと、及び釣鉤にかかった鳥は出来る限り殺さずに鉤を外すことに最大限努力する</li> </ul>	<p>1. 海鳥の偶発的混獲を緩和するための措置の採用を奨励する。これには、以下に掲げる事項が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 海鳥の偶発的捕獲に関する情報を収集する</li> <li>b. 海鳥の偶発的捕獲及び死亡を削減するための改善措置を開発し、試行し、そして実施する</li> </ul>

## 5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置

義務	最低履行要件
<p>iv. メンバーは、次に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 海鳥の偶発的な捕獲を削減するための新技術又は改良技術に関する情報の交換、並びにこのような技術の効果の向上及び評価に関する協力。これには、海鳥を漁船に近づかせないようにすることや、海鳥の摂餌行動を抑制することを目的とする措置を含む。メンバーは、技術導入に際して、まぐろ漁獲への影響を含め、ERS の偶発的な捕獲の削減効果、費用対効果を検討する</li><li>○ 上記の措置に関する有効性の評価の継続</li><li>○ はえ縄操業の際の海鳥の偶発的な捕獲及びそれを削減することが可能な措置に関して、関係する漁業者への啓発の促進</li></ul>	

## 5.2 生態学的関連種に関する勧告（勧告）

名称: みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Recommendation%20on%20ERS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf)

注: この勧告は、メンバーに対して拘束力を持つものではないが、メンバーはこれを遵守することが期待されている。

5.2 生態学的関連種に関する勧告	
義務	最低履行要件
<p>i. メンバーは、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。</p>	<p><b>ERS 義務 (5.2) は法的拘束力を持たないが、メンバーはこれらに従うことが期待される。従って、以下のとおり最低履行要件を規定することが有益である。</b></p> <p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. IOTC、WCPFC 及び ICCAT の条約水域において漁業を行うときは、当該機関が定めた生態学的関連種を保護するための措置（海鳥、海亀、サメ等）を遵守する</p> <p>b. IOTC、WCPFC 及び ICCAT の条約水域において漁業を行う場合には、それぞれの機関が偶発的捕獲に関して採択したデータ提出要件を遵守する</p> <p>c. 以下の機関にデータを報告する</p> <p>i. 拡大委員会及び生態学的関連種作業部会会合</p> <p>ii. SBT 漁業が IOTC、WCPFC 及び ICCAT の条約水域で行われている場合には、それぞれ該当する機関</p>
<p>ii. メンバーは、海鳥、海亀及びサメ類を含む生態学的関連種の漁業からの保護を目的として、時々採択される最新の義務的又は推奨される全ての措置に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インド洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、インド洋まぐろ類委員会に従う</li> <li>○ 中西部太平洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、中西部太平洋まぐろ類委員会に従う</li> <li>○ 大西洋まぐろ類保存国際委員会の条約水域で漁業を行う場合には、大西洋まぐろ類保存国際委員会に従う</li> <li>○ 該当するメンバー又は協力的非加盟国が、関係のある委員会のメンバーであるか又は協力的非加盟国であるかを問わない</li> </ul>	
<p>iii. メンバーは、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。さらに、第 ii パラグラフ に定められる取組には、生態学的関連種に関するデータの収集及び報告について、インド洋まぐろ類委員会、中西部太平洋まぐろ類委</p>	

5.2 生態学的関連種に関する勧告	
義務	最低履行要件
員会及び大西洋まぐろ類保存国際委員会が採択した措置に従うという責任が含まれる。	

## 6. 定期的な報告措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する最低履行要件を規定している。

- 月別漁獲報告 (6.1)
- 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告 (6.2)
- 科学データ交換 (6.3)
- 拡大委員会への国別報告 (6.4)
- 遵守委員会への年次報告 (6.5)
- 拡大科学委員会への国別報告 (6.6)
- 生態学的関連種作業部会への年次報告 (6.7)

### 6.1 月別漁獲報告 (決定)

**名称:** CCSBT への月別漁獲報告

**リンク:** この決定の詳細は、CCSBT12 報告書の議題項目 12.4 のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_12/jp\\_report\\_of\\_ccsbt12.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_12/jp_report_of_ccsbt12.pdf)

**注:** 月別漁獲報告の主たる目的は、この漁業の管理及び遵守体制を改善することである。

6.1 月別漁獲報告	
義務	最低履行要件
i. 毎月、メンバー及び協力的非加盟国は、当該月における SBT の総漁獲量、及び当該年における直近の SBT 累積総漁獲量を事務局に報告する。この報告は、漁業が行われた月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報告書は、漁業が行われた月の翌月の末日までに、電子的な手段によって、事務局長に提出される。</li> <li>2. 月別及び累積漁獲量は、原魚重量 (キログラム単位) で報告</li> </ol>

6.1 月別漁獲報告	
義務	最低履行要件
の翌月の末日までに提出されなければならない。	される。

## 6.2 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告（決定）

**名称:** この措置の公式な名称はないが、通常、「漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告」と呼ばれる。

**リンク:** この決定の詳細情報は、CCSBT13 報告書の第 39 及び 40 パラグラフのとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_13/jp\\_report\\_of\\_CCSBT13.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_13/jp_report_of_CCSBT13.pdf)

**注:** 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告制度は、CCSBT の管理措置に関する透明性及び信頼性を改善するために設けられた。

6.2 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、以下に掲げる事項に関連する情報を、適時 <sup>10</sup> CCSBT事務局に提供しなければならない。 a) みなみまぐろ漁業のための、会社、割当所有者、又は漁船 <sup>11</sup> のいずれかへの、年間SBT割当量及び漁獲配分に関する取決め b) 漁期又は漁業年の終了時における、会社、割当所有者又は漁船の割当に対する SBT の最終漁獲量	
ii. 「オリンピック」方式によってこの漁業を管理しているメンバーは、(b)の詳細のみを報告しなければならない。	

<sup>10</sup> この決定を受け、休会期間中の議論によって、当初の配分量に関する情報の提出期限は漁期の開始から 2 か月以内、最終漁獲量に関する情報の提出期限は漁期の終了から 6 か月以内とすることが決定されている。

<sup>11</sup> 提供される船舶の詳細情報には、船舶の名称及びコールサインが含まれなければならない。

### 6.3 科学データ交換（毎年の決定）

名称: 科学データ交換

リンク: この一連の義務は、拡大科学委委員会（ESC）の毎年の年次会合の場で更新される。2011年の科学データ交換に関する要件については、SC15報告書の別紙14のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_17/jp\\_report\\_of\\_SC15.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_17/jp_report_of_SC15.pdf)

注: 科学データ交換の要件は、データの項目ごとに列挙され、各メンバーが提供すべきデータの内容及びその期限について規定している。

6.3 科学データ交換	
義務	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、ESCが作成した最新の年次データ交換要件によって定められたデータを、同要件で定められる期限までに提供することが要請されている。	1. データは、電子的な手段によって事務局長に提出する。

### 6.4 拡大委員会への国別報告（決定）

名称: 委員会年次会合のための漁業の年次レビュー

リンク:

注: このレビューは拡大委員会の直前に開催される遵守委員会に提出されなければならない。

6.4 拡大委員会への国別報告	
義務	最低履行要件

## 6.4 拡大委員会への国別報告

義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、拡大委員会年次会合の前に、漁業の年次レビューのための合意された書式に従って、これを提出しなければならない（別紙A） <sup>12</sup> 。	1. 報告書は、[修正され、合意された]テンプレートの各セクションへの回答とともに、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合（拡大委員会年次会合の直前に開催される）の4週間前までに、事務局長に提出する。

## 6.5 遵守委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

**名称:** これは、遵守委員会（CC）への報告要件を編成したものであるため、公式な名称はない。

**リンク:** 以下にこの措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

- i. 遵守委員会付託事項の手續規則 10  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/basic\\_documents/jp\\_terms\\_of\\_reference\\_for\\_subsidary\\_bodies.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidary_bodies.pdf)
- ii. CC5 報告書 パラグラフ 7(f)  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_17/jp\\_report\\_of\\_CC5.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_17/jp_report_of_CC5.pdf)  
 CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 3 (a)  
[http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about\\_the\\_commission/Resolution\\_VMS.pdf](http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/Resolution_VMS.pdf)
- iii. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ 18  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf)
- iv. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 4  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Recommendation%20on%20ERS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf)

## 6.5 遵守委員会への年次報告

義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、漁業の年次レビューのための合意された書式	1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次

<sup>12</sup> この政策が最終化された段階で、別紙 A 及び B がレビューされ、差し替えられる予定。年次レビュー及び遵守行動計画は、単一の報告書に置き換わる。新しい報告書のフォーマットは、既存の遵守行動計画テンプレートを充実させたものとするべきである。事務局は、この政策の最終的な決定に基づき、かかる報告用のテンプレートを改正する。

6.5 遵守委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
(別紙 A) <sup>13</sup> に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。	会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。
ii. 各メンバーは、自国の遵守行動計画の詳細を改善し続けなければならない。かかる計画は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。同計画のための合意されたテンプレートは、別紙 B <sup>13</sup> のとおり。	
iii. メンバーは、遵守委員会の前に、VMS に関する概要報告を提供しなければならない。同報告のための合意された書式は、別紙 B <sup>13</sup> のセクション III (1)のとおり。	1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。
iv. メンバーは、委員会年次会合の 6 週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年の SBT 転載数量</li> <li>○ 前年に転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト</li> <li>○ LSTLVs から転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書</li> </ul>	1. 情報は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会会合の 6 週間前までに事務局長に提出される。
v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。これら 3 つのパラグラフは、別紙 B のセクション III (3)のとおり。	1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。

<sup>13</sup> この政策が最終化された段階で、別紙 A 及び B がレビューされ、差し替えられる予定。

## 6.6 拡大科学委員会への国別報告（決定）

名称: 科学委員会のための国内 SBT 漁業の年次レビュー

6.6 拡大科学委員会への国別報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、SBT 漁業の年次レビューのための合意された書式（別紙 C）に従い、当該年次レビューを提出しなければならない。	1. 年次報告書は、合意されたテンプレートの各セクションへの回答とともに、電子的な手段によって、拡大科学委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。

## 6.7 生態学的関連種作業部会への年次報告（決定）

名称: メンバーの ERSWG への年次報告に関する要件

6.7 生態学的関連種作業部会への年次報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、ERSWG 会合の 4 週間前に、ERSWG への年次報告のための合意された書式（別紙 D）に従い、当該年次報告書を提出しなければならない。	1. 年次報告書は、合意されたテンプレートの各セクションへの回答とともに、ERSWG 年次会合の 4 週間前までに提出される。 2. 報告書は、電子的な手段によって提出される。

## 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・協力的非加盟国（以下 CNM）（すなわち、インドネシア、EU、南アフリカ及びフィリピン）は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度（割当年度を有しない場合は、暦年）を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直前に終了した漁期の情報を提供すること。提出時点の漁期に関しても、既に当該漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的信息も提供することが奨励される。

### 目次

I. MCS 改善事項のまとめ .....	2
(1) 今漁期に実現した改善事項 .....	2
(2) 今後予定されている改善事項 .....	2
II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め .....	2
(1) みなみまぐろ漁業 .....	2
(2) SBT の曳航、いけすへの移動、いけす間の移動（蓄養のみ） .....	5
(3) SBT の転載（港及び洋上） .....	6
(4) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場） .....	7
(5) SBT の輸出 .....	7
(6) SBT の輸入 .....	8
(7) SBT の市場 .....	8
(8) その他 .....	8
III. 追加の報告要件 .....	9
(1) 実施している CDS 監査の種類及びカバー率 .....	9
(2) 生態学的関連種 .....	9
(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持） .....	10



--	--	--	--	--	--	--	--	--

(c) SBT 漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ 及びIQ 制度については、各社・各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT 船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

(d) 下表に漁獲量の監視方法の詳細に記入すること。漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、セクション2 に報告される曳航船は含まれない）。

監視方法	説明
日次ログブック	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、日次ログブックを実施する SBT 漁業の割合を示すこと。</li> <li>ii. 記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1 日の集計を記載等）。</li> <li>iii. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT 科学調査計画（SC5 報告書別紙 D）の「ミナミマグロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否か。従ったものとなっていない場合は、その内容について説明すること。</li> <li>iv. ログブックに記録された ERS の情報。</li> <li>vi. ログブックの提出先<sup>1</sup>。</li> <li>vii. 提出スケジュール及び方法<sup>2</sup>。</li> <li>viii. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業のタイプ。</li> <li>ix. 適用される法令及び処罰。</li> <li>x. その他関連する情報<sup>3</sup>。</li> </ul>

<sup>1</sup> 報告書がメンバー又は CNM の政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること。

<sup>2</sup> 特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。

<sup>3</sup> ERS に関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。

追加的な報告方法 (例: RTMP 等)	<p>複数の報告方法がある場合 (例: 日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等) は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、追加的な報告の対象となる SBT 漁業の割合を示すこと。</li> <li>ii. 記録された情報 (SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む)。</li> <li>iii. 報告の提出先と提出元 (例: 船長、水産会社等)<sup>1</sup>。</li> <li>iv. 提出期間及び方法<sup>2</sup>。</li> <li>v. この情報に対して定期的に行った確認 (checking)、検証 (verification) 作業。</li> <li>vi. 適用される法令及び処罰。</li> <li>vii. その他関連する情報<sup>3</sup>。</li> </ul>																																							
科学オブザーバー	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 各漁業種類 (例: はえ縄、まき網、商業用船、国内船団) について、過去 3 漁期において、観察された SBT 漁獲量及び努力量の割合、並びにオブザーバーが実際に配乗された総日数。努力量の単位は、はえ縄は釣鈎数、まき網は投網数、曳航は曳航回数とすること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="395 1048 1391 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">漁期 (例: 2011/12 )</th> <th colspan="3">漁業種類 1</th> <th colspan="3">漁業種類 2</th> <th colspan="3">漁業種類 3</th> </tr> <tr> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>ii. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。</li> <li>iii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否か (オブザーバーカバー率を除く)。従ったものとなっていなかった場合は、その内容を記入すること。さらに、他国とのオブザーバー交換があったか否か。</li> <li>iv. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。</li> <li>v. オブザーバー報告書の提出先。</li> <li>vi. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。</li> <li>vii. その他関連する情報 (改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む)。</li> </ul>	漁期 (例: 2011/12 )	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3			観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																				
漁期 (例: 2011/12 )	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3																																	
	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																															
VMS “ii”の事項は、 「CCSBT 漁船監視システム の創設	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. CCSBT の VMS 決議に従う SBT 漁船に関して、義務付けされた VMS が運用されたか否か。運用されなかった場合は、非遵守の詳細、今後の改善計画を記入すること。</li> </ul>																																							

<p>に関する決議」上の要件となっている</p>	<p>ii. 直近に終了した漁期について、以下を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● CCSBT 許可船舶リストにある自国籍船舶のうち、自国の VMS への報告が義務付けられたものの数。</li> <li>● CCSBT 許可船舶リストにある自国籍船舶のうち、自国の VMS に実際に報告したものの数。</li> <li>● VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった行動。</li> <li>● 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置（緯度及び経度）及び VMS が稼動していなかった期間を報告すること。</li> <li>● VMS が故障した場合の手作業による報告手続（例：「4 時間ごとに手動で位置報告を行う」）。</li> <li>● CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b)に基づいて調査が行われた場合、その詳細、並びにその後に取りられた行動及び現時点までの進捗状況を記入すること。</li> </ul> <p>iii. 適用される法令及び処罰。</p>
<p>洋上検査</p>	<p>記入事項</p> <p>i. 洋上検査のカバー率（例：検査された SBT 航海のパーセンテージ）。</p> <p>ii. その他関連する情報<sup>3</sup>。</p>
<p>その他（マストヘッドカメラの利用など）</p>	

## (2) SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の曳航の要件となる観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT のロスを記録するための監視システム（特に SBT の死亡）。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の移送の要件となる検査・観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。
- iii. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画。

(c) 上記 (a) 及び (b) について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認（validating）<sup>4</sup>、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報<sup>3</sup>。

### (3) SBT の転載（港及び洋上）

(a) 「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」に準じて、以下を報告すること。

i. 前漁期中に転載した SBT の数量。

漁期（例： 2011/12）	洋上転載された SBT 年間漁獲量の 割合	港で転載された SBT 年間漁獲量の 割合

ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLV のうち、前漁期中に洋上転載を行ったもののリスト。

iii. LSTLV から転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

(b) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT の転載港として指定されている外地港名及び指定外地港における規則、並びにそれ以外の外地港での転載禁止に関する規則。

ii. SBT 転載の要件となる寄港国検査（カバー率を含む）。

iii. 指定寄港国との情報共有。

iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認（validating）<sup>4</sup>、回収するためのプロセス。

vi. 適用される法令及び処罰。

vii. その他関連する情報<sup>3</sup>。

(c) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに（CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え）SBT の転載数量を確認（checking）・検証（verifying）する方法。

ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

iii. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の回収プロセス。

iv. 適用される法令及び処罰。

<sup>4</sup> この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。

- v. その他関連する情報<sup>3</sup>。

#### **(4) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場）**

- (a) 国内産品として水揚げされた SBT 漁獲量の大きな割合を記入すること。
- (b) SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。
  - i. SBT 水揚げ指定港に関する規則。
  - ii. SBT の水揚げの要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
  - iii. SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。
  - iv. 関連する CCSBT CDS 文書 (漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式) の確認 (validating) <sup>4</sup> ・回収プロセス。
  - v. 適用される法令及び処罰。
  - vi. その他関連する情報<sup>3</sup>。

#### **(5) SBT の輸出**

- (a) 過去3 漁期について、漁期ごとに、各国・漁業主体に輸出された国産品の漁獲量、並びに国内に保持された SBT 国産品の推定漁獲量 (国内漁獲量から総輸出量を差し引くことで推定可能) を示すこと (トン単位、小数点第1位まで)。

漁期 (例: 2011/12)	国内消費用に保持された推定数量 (国内漁獲量－輸出量)	SBT 輸出先							
		国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

- (b) SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること (外地港に直接水揚げしたものも含む)。以下の詳細も含めること。
  - i. SBT 輸出の要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
  - ii. SBT 輸出量の記録を監視するシステム。
  - iii. 関連する CCSBT CDS 文書 (漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式) の確認 (validating) <sup>4</sup> ・回収プロセス。
  - iv. 適用される法令及び処罰。
  - v. その他関連する情報<sup>3</sup>。

## **(6) SBT の輸入**

(a) 過去3 漁期について、漁期ごとに、各国・漁業主体から輸入された SBT の総量を示すこと（トン単位、小数点第1 位まで）。

漁期 (例： 2011/12)	SBT 輸入先								
	国・漁業 主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(b) SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT 輸入指定港に関する規則。
- ii. SBT 輸入の要件となる検査（カバー率を含む）。
- iii. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。
- iv. 適用される法令及び処罰。
- v. その他関連する情報<sup>3</sup>。

## **(7) SBT の市場**

(a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。

(b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。

(c) その他関連する情報<sup>3</sup>。

## **(8) その他**

関連するその他の MCS システムを説明すること。

### III. 追加の報告要件

#### (1) 実施している CDS 監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 に基づき、同決議パラグラフ 5.8<sup>5</sup>に従って実施した監査のカバー率及び種類、並びに遵守の程度を記入すること。

#### (2) 生態学的関連種

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

- i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。
  - はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画
  - サメ類保存管理のための国際行動計画
  - 漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン
- ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種<sup>6</sup>の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置<sup>7</sup>が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
  - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置
  - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置
  - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置
- iii. 以下の RFMO の要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
  - CCSBT<sup>8</sup>
  - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の要件
  - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の要件
  - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の要件

<sup>5</sup> CDS 決議パラグラフ 5.8 は、「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。

<sup>6</sup> 海鳥、海亀及びサメを含む。

<sup>7</sup> これら RFMO の関連する措置は、[http://www.ccsbt.org/site/bycatch\\_mitigation.php](http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php) に掲載されている。

<sup>8</sup> CCSBT の現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及び ERSWG に提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。

(b) 観察された ERS 相互作用の数（死亡も含める）を記載し、総死亡推定量を得るために使用したスケーリング（補正）方法を説明すること（可能な限り<sup>9</sup>、学名も含め種別に記載すること）。

		漁業種類1 (漁業種類名)		漁業種類2 (漁業種類名)	
<b>直近の暦年（年を記入）</b>					
総釣釣数（まき網は操業数）					
観察された釣釣数（操業数）の割合					
		観察された相互作用・死亡の総数			
		相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥					
サメ					
海亀					
<b>前暦年（年を記入）</b>					
総釣釣数（まき網は操業数）					
観察された釣釣数（操業数）の割合					
		観察された相互作用・死亡の総数			
		相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥					
サメ					
海亀					

(c) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

### (3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）

下表に、漁業種類（例：商業はえ縄、商業まき網、商業用船、国内用船、遊漁）ごとに、過去の SBT 漁獲量の最善の推定値（入手可能な重量及び数量）を記入すること。直近に終了した漁期の分も含めること。船上保持された SBT と保持されなかった SBT の両方を記入すること。はえ縄及び遊漁については、「保持 SBT」は船上保持された SBT を含み、「非保持 SBT」は海に戻した SBT を含む。蓄養については、「保持 SBT」は蓄養いけすに活け込みされた SBT を含み、「非保持 SBT」は曳航中の死亡を含む。尾数は判明しているもののトン数が不明な場合は、尾数をブラケットで示すこと（例：[250]）。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。漁業種類によっては、この表で求めている情報がまだ得られていない場合もあり、不明な場合は「？」と記入すること。しかしながら、不明とするよりも推定値を記入するほうが好ましい。不確実性が高い推定値を記入した欄は薄灰色の影をつけること。推定手法は、表の後に説明すること。

漁期 (例：2011/12)	保持・非保持 SBT					
	漁業種類1 (漁業種類名)		漁業種類2 (漁業種類名)		漁業種類3 (漁業種類名)	
	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT	保持 SBT	非保持 SBT

<sup>9</sup> 特定の種に関する情報がある場合は、関連する海鳥、サメ及びウツ又は海亀の小項目の下に追加の行を挿入して記載すること。



## 品質保証レビュー (QAR) の一般原則

CCSBT が責任ある RFMO として、信頼性があり、かつ、国際的に高い評価を受けていることを実証するために、独立した QAR 制度を策定すべきことについてのコンセンサスが得られた。

QAR は、メンバーからの一般分担金によって資金拠出されるべきである。

QAR 計画は、メンバー及び協力的非加盟国に適用すべきである。

メンバーは、レビューを実施する者が QAR を実施するために必要な情報を提供するべきである。

レビューを実施する者の採用（機密保持の方法及び契約期間を含む）のための付託事項を策定すべきである。

メンバー及び CNM には、QAR 報告書の草稿が最終化される前に、それに対するレビュー及びコメントを行う機会が付与されるべきである。

QAR は、最も重要な CMM（例えば、CDS 及び VMS）を中心に実施すべきである。

レビューを実施する者は、適切な資質を有し、国際的な認可を受け、かつ、適切な経験をする者でなければならない。

指名された評価実施会社が全ての QAR を実施すべきである。

QAR 報告書（全ての勧告及びメンバーからの応答を含む）は、遵守委員会に提出され審議に付されるべきである。